

綾 部 市 公 報

番 号

第 7 0 8 号

発行日

令和 3 年 6 月 1 日

発行所

綾部市役所

目 次

○規 則

- ・綾部市地域おこし協力隊設置規則の一部改正
(定住・地域政策課)・・・1
- ・綾部市保育所等保育料に関する規則の一部改正
(こども支援課)・・・2
- ・綾部市まちづくり条例施行規則の一部改正
(都市計画課)・・・6
- ・綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例施行規則の一部改正
(都市計画課)・・・8

○告 示

- ・綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・9
- ・綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付要綱の一部改正
(高齢者支援課)・・・10
- ・綾部市健康増進・食育推進計画策定委員会設置要綱の制定
(保健推進課)・・・11
- ・社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業実施要綱の一部改正
(高齢者支援課)・・・12
- ・地縁団体変更告示(七百石町自治会)
(市民協働課)・・・13
- ・地縁団体変更告示(東山町自治会)

- (市民協働課)・・・14
- ・地縁団体変更告示(戸奈瀬町自治会)
(市民協働課)・・・15
- ・地縁団体変更告示(綾中町自治会)
(市民協働課)・・・16
- ・地縁団体変更告示(新広小路自治会)
(市民協働課)・・・17
- ・地縁団体変更告示(第一区自治会)
(市民協働課)・・・18
- ・地縁団体変更告示(石橋自治会)
(市民協働課)・・・19
- ・地縁団体変更告示(新宮町自治会)
(市民協働課)・・・20
- ・地縁団体変更告示(殿自治会)
(市民協働課)・・・21
- ・地縁団体変更告示(志賀郷地区自治会連合会)
(市民協働課)・・・22
- ・地縁団体変更告示(下市自治会)
(市民協働課)・・・23
- ・令和3年度綾部市国民健康保険料の料率告示
(市民・国保課)・・・24
- ・綾部市子どもにエール!商品券事業実施要綱の制定
(商工労政課)・・・25
- ・地縁団体変更告示(延近自治会)
(市民協働課)・・・30
- ・地縁団体変更告示(湯殿自治会)
(市民協働課)・・・31

○公 告	
・ 公示送達	一般競争入札について (監理課)・・・128
	(税務課)・・・32
・ 公示送達	公共下水道舗装復旧(3-3) 工事条件付一般競争入札につ いて (監理課)・・・138
・ 第一浄水場緊急連絡管布設工 事(1工区)条件付一般競争 入札について	綾部市水道料金システム整備 事業業務委託に係る公募型プ ロポーザルの実施について (上水道課)・・・149
	(監理課)・・・34
・ 第一浄水場緊急連絡管布設工 事(2工区)条件付一般競争 入札について	○教育委員会告示
	・ 令和3年度第2回綾部市教育 委員会招集告示 ・・・206
・ 市道宮代豊里線改良工事(1 工区)条件付一般競争入札に ついて	○選挙管理委員会告示
	・ 綾部市議会議員、市長選挙の 選挙運動に関する事務取扱規 程の一部改正 ・・・207
	(監理課)・・・54
・ 物部保育園遊具更新工事条件 付一般競争入札について	・ 綾部市議会議員及び綾部市長 の選挙における選挙公報の発 行に関する規程の一部改正 ・・・224
	(監理課)・・・64
・ 公共下水道舗装復旧(3-1) 工事と公共下水道関連舗装復 旧(3-1)工事条件付一般 競争入札について	・ 綾部市条例の制定又は改廃等 の請求に要する有権者総数の 50分の1の数 ・・・227
	(監理課)・・・74
・ 第二浄水場緊急連絡管布設工 事条件付一般競争入札につい て	・ 綾部市議会の解散等の請求に 要する有権者総数の3分の1 の数 ・・・228
	(監理課)・・・85
・ 浄化槽設置工事その3条件付 一般競争入札について	・ 合併協議会設置協議について 投票請求に要する有権者総数 の6分の1の数 ・・・229
	(監理課)・・・95
・ 浄化槽設置工事その4条件付 一般競争入札について	
	(監理課)・・・105
・ 公示送達	
	(市民・国保課)・・・115
・ 綾部市職員採用試験について	
	(職員課)・・・117
・ 市道味方平線改良工事条件付	

規 則

綾部市地域おこし協力隊設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 5 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 0 号

綾部市地域おこし協力隊設置規則の一部を改正する規則

綾部市地域おこし協力隊設置規則（平成 2 9 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 5 号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市保育所等保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月21日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第21号

綾部市保育所等保育料に関する規則の一部を改正する規則

綾部市保育所等保育料に関する規則（平成27年綾部市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「以下同じ。）」の次に「及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満3歳未満保育認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

別表の2の表中「法第19条第1項第2号及び第3号の区分について認定を受けた保護者」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同表階層区分の項からC12階層の項までを次のように改める。

階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	円 0	円 0

B 階層	A 階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの保育料の算定にあつては前年度分、当該年度の9月分から3月分までの保育料の算定にあつては当該年度分の市町村税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯（条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された世帯を含む。）	0	0
C 1 階層		市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯	14,100	14,000
C 2 階層		市町村民税の所得割課税額が24,200円未満である世帯	16,000	15,800
C 3 階層		市町村民税の所得割課税額が24,200円以上48,600円未満である世帯	18,000	17,800
C 4—1 階層		市町村民税の所得割課税額が48,600円以上57,700円未満である世帯	21,000	20,700
C 4—2 階層		市町村民税の所得割課税額が57,700円以上63,000円未満である世帯		

C5-1 階層	市町村民税の 所得割課税額 が63,000 円以上 77,101 円未満である 世帯	25,000	24,700
C5-2 階層	市町村民税の 所得割課税額 が77,101 円以上 79,000 円未満である 世帯		
C6 階層	市町村民税の 所得割課税額 が79,000 円以上 97,000 円未満である 世帯	29,000	28,600
C7 階層	市町村民税の 所得割課税額 が97,000 円以上 117,000 円未満である 世帯	36,400	35,900
C8 階層	市町村民税の 所得割課税額 が 117,000 円以上 169,000 円未満である 世帯	44,500	43,900
	市町村民税の 所得割課税額	55,500	54,700

規 則

C 9 階層	が 169,000 円以上 221,000 円未満である 世帯		
C 10 階層	市町村民税の 所得割課税額 が 221,000 円以上 301,000 円未満である 世帯	58,500	57,600
C 11 階層	市町村民税の 所得割課税額 が 301,000 円以上 397,000 円未満である 世帯	62,100	61,100
C 12 階層	市町村民税の 所得割課税額 が 397,000 円以上である 世帯	74,700	73,500

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

綾部市まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 2 号

綾部市まちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市まちづくり条例施行規則（平成 2 8 年綾部市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊦」を削る。

様式第 3 号及び様式第 4 号中「㊦」を削る。

様式第 5 号中

「

綾部市長

様

㊦ を

地区まちづくり計画案に対する見解書

」

「

綾部市長

様

協議会名

に

地区まちづくり計画案に対する見解書

」

改める。

様式第 6 号及び様式第 7 号中「㊦」を削る。

様式第 9 号中「㊦」を削る。

様式第 1 1 号から様式第 1 4 号までの規定中「㊦」を削る。

様式第 1 6 号から様式第 2 0 号までの規定中「㊦」を削る。

様式第 2 1 号中「㊦」を削り、

「

完 了 年 月 日	年 月 日
検 査 希 望 年 月 日	年 月 日

を

」

「

完 了 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

に
」

改める。

様式第 2 2 号から様式第 2 4 号までの規定中「㊦」を削る。

様式第 2 8 号中「㊦」を削る。

様式第 3 1 号中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第23号

綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例施行規則（平成28年綾部市規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊥」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第 1 1 9 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 1 5 号）第 2 0 条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和 3 年 5 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2 年 4 月 1 日	綾 0 8 3 0 - 8 5 0 1 3	昭和 2 2 年 1 2 月 2 2 日
令和 2 年 4 月 6 日	綾 0 8 3 5 - 2 2 0 0 8	昭和 2 6 年 5 月 2 7 日

綾部市告示第120号

綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付要綱（令和2年綾部市告示第27号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月18日

綾部市長 山 崎 善 也

第4条第2項中「正職員（正規雇用の者で、雇用期間を限定することなく雇用されている者。以下「正職員」という。）」を「職員として雇用されている者（常勤、非常勤を問わない。派遣職員を除く。）」に改める。

様式第1号（その1個人用）及び様式第1号（その2法人用）中「正職員」を「職員」に改める。

附 則

この告示は、令和3年5月18日から施行する。

綾部市告示第 1 2 1 号

綾部市健康増進・食育推進計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 3 年 5 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市健康増進・食育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 綾部市における健康・食育分野に関する課題を明らかにし、市民の参画を得ながら総合的に推進するあやべ健康増進・食育推進計画を策定するため、綾部市健康増進・食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 1 2 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、あやべ健康増進・食育推進計画の策定日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康増進・食育推進担当課において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 3 年 5 月 1 8 日から施行する。
- 2 この告示は、あやべ健康増進・食育推進計画の策定日をもってその効力を失う。

綾部市告示第 1 2 2 号

社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成 1 2 年綾部市告示第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 5 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表対象サービス等の項中「若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を「、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護」に、「社会福祉法人の指定訪問介護事業所」を「社会福祉法人の事業所」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 5 月 1 8 日から施行する。

綾部市告示第123号

地縁による団体「七百石町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市七百石町大町谷3番地 梅 原 茂 昭 に変更する

代理人を 綾部市七百石町大蔵畑11番地 岩 見 正 典 に変更する

2 変更の年月日

令和3年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第124号

地縁による団体「東山町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市東山町山家49番地の1 上 柿 浩 に変更する

2 変更の年月日

令和3年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第125号

地縁による団体「戸奈瀬町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市戸奈瀬町家ノ後67番地の1 林 誠 に変更する

2 変更の年月日

令和3年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第126号

地縁による団体「綾中町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市綾中町中村23番地の4 西 山 康 彦 に変更する

2 変更の年月日

令和3年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第127号

地縁による団体「新広小路自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市広小路三丁目56番地 西 村 歳 壽 に変更する
事務所を 綾部市広小路三丁目56番地 に変更する

2 変更の年月日

令和3年4月10日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第128号

地縁による団体「第一区自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市睦合町古川24番地の5 高 橋 静 夫 に変更する

2 変更の年月日

令和3年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第129号

地縁による団体「石橋自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市八津合町城下34番地の1・34番地の2合地 伴 明 博
に変更する

2 変更の年月日

令和3年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第130号

地縁による団体「新宮町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市新宮町43番地 余 田 眞 に変更する

2 変更の年月日

令和3年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第131号

地縁による団体「殿自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市八津合町村中21番地 四 方 一 敏 に変更する
事務所を 綾部市八津合町村中21番地 に変更する

2 変更の年月日

令和3年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第132号

地縁による団体「志賀郷地区自治会連合会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年5月20日

綾部市長 山崎善也

1 変更があった事項及びその内容

規約に定める目的を次のように変更する。

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 綾部市自治会連合会連絡協議会決議事項に関する事。
- (2) 各自治会の連絡調整に関する事。
- (3) 地域活性に向けた取り組みに関する事。
- (4) 体育・文化等の向上に関する事。
- (5) 福祉等の向上に関する事。
- (6) 山林の管理及び育成に関する事。

2 上記の目的を達成するため、属する組織として「志賀郷和会」、「七不思議伝説の里 志賀郷地域振興協議会」、「志賀郷福祉の会」を置く。

代表者を、綾部市志賀郷町梅ヶ嶋16番地 山下政和に変更する。

2 変更の年月日

令和3年4月1日

3 変更の理由

規約改正、代表者の任期満了による交代のため

綾部市告示第133号

地縁による団体「下市自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年5月25日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市物部町北馬場12番地の4 坂 根 修 に変更する

2 変更の年月日

令和3年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第134号

令和3年度綾部市国民健康保険料の料率を次のように定めたので、綾部市国民健康保険条例（昭和34年綾部市条例第11号）第15条第3項及び第15条の6の5第3項並びに第15条の11第3項の規定により告示する。

令和3年5月31日

綾部市長 山崎善也

区 分	賦 課 対 象	料 率		
		基礎賦課額	後期高齢者支援 金等賦課額	介護納付金 賦 課 額
所 得 割	賦 課 基 準 額	7.10%	2.69%	3.04%
被保険者均等割	被保険者1人 当たり年額	20,400円	7,700円	10,500円
世帯別平等割	1世帯当たり 年額	14,500円	5,500円	5,400円

綾部市告示第 1 3 5 号

綾部市子どもにエール！商品券事業実施要綱を次のように定める。

令和 3 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市子どもにエール！商品券事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大で様々な自粛を余儀なくされている小学生、中学生及び高校生（これらに相当する者を含む。以下同じ。）に対し、飲食や買物、体験等を楽しみ、ふるさと綾部での思い出を作る機会を創出するとともに地域経済を活性化することを目的に発行する子どもにエール！商品券（以下「商品券」という。）事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (2) 特定事業者 綾部市内において特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録されたものをいう。
- (3) 取扱店 特定事業者が特定取引を行う店舗及び事業所をいう。
- (4) まゆピー券 全ての取扱店で使用できる商品券をいう。
- (5) あやちゃん券 スーパー、ドラッグストア、家電量販店、ホームセンター以外の取扱店で使用できる商品券をいう。
- (6) 体験 商品券の配布対象者が参加できる有料の体験をいう。
- (7) 観光施設 観光旅行者等の利用に供される遊戯、鑑賞又は運動のための施設をいう。

(商品券の配布等)

第 3 条 市長はこの要綱に定めるところにより商品券を配布するものとする。

- 2 商品券の配布対象は市内在住又は在学の小学生、中学生及び高校生とする。
- 3 商品券は 1 人につき 2, 0 0 0 円分とし、1 枚当たり 5 0 0 円のまゆピー券及びあやちゃん券各 2 枚とする。
- 4 配布済の商品券を紛失等した場合は、再発行しないものとする。

(商品券の使用範囲等)

第 4 条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができるものとする。

- 2 商品券の使用期間は、令和3年7月22日から同年10月31日までの間とする。
- 3 商品券は、転売及び換金を行うことができないものとする。
- 4 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われえないものとする。
- 5 商品券は、配布された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができるものとする。
- 6 商品券は、次に掲げる取引に使用できないものとする。
 - (1) 出資、債務、振込手数料等の支払
 - (2) 国や地方公共団体等への支払（税金、電気、ガス及び水道料金等）
 - (3) 商品券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード及び電子マネー等の換金性の高いものの購入
 - (4) 現金との交換、金融機関への預け入れ
 - (5) 不動産や金融商品の購入
 - (6) たばこの購入
 - (7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払
 - (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの（取扱店の登録等）

第5条 特定事業者として取扱店の登録を希望する者は、綾部市子どもにエール！商品券取扱店登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申し込みを審査の上、適当と認めた場合は、取扱店として登録し、綾部市子どもにエール！商品券取扱店登録証明書（様式第2号）を交付するものとする。
- 3 体験及び観光施設の登録を希望する者は、第1項に定める様式第1号に加え、綾部市子どもにエール！商品券体験・観光施設登録申込書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年5月31日から施行する。
- 2 この告示は、令和3年12月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

年 月 日

綾部市長 様

申込者（会社名及び代表名）

所在地

名 称

氏 名

㊟

綾部市子どもにエール！商品券取扱店登録申込書

「綾部市子どもにエール！商品券」の事業に賛同し、綾部市子どもにエール！商品券事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、取扱店として下記のとおり登録を申し込みます。

ふりがな			
※取扱店の名称 (屋号・事業所名等)			
※取扱店の所在地 (申込者所在地と異なる場合のみ記入)	〒		
※主な商品・サービス			
※ホームページ			
※営業時間	時 ~ 時	※定休日	
担当者	氏 名： 電話番号：		
業 種 (該当に○)	小売（スーパー・ドラッグストア・家電量販店・ホームセンター・その他） 飲食・サービス・その他		
体験・観光施設の 有無	有 ・ 無		

- ・※の項目は、ホームページ等で公開します。
- ・記入頂いた情報は、「綾部市子どもにエール！商品券」の事業についてのみ使用し、他の目的には使用しません。
- ・綾部市内に複数の店舗（事業所等）がある場合は、店舗ごとに登録してください。
- ・体験・観光施設の登録をする場合は、この申込書のほかに様式第 3 号「綾部市子どもにエール！商品券体験・観光施設登録申込書」も提出してください。

様式第 2 号（第 5 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長



綾部市子どもにエール！商品券取扱店登録証明書

綾部市子どもにエール！商品券事業の取扱店として下記のとおり登録します。

記

許 可 番 号	
取 扱 店 の 名 称	
取 扱 店 の 所 在 地	

- ・商品券の使用期間は、令和 3 年 7 月 2 2 日から同年 1 0 月 3 1 日までです。
- ・商品券が使用できないものは次のとおりです。
 - (1) 出資、債務、振込手数料等の支払
 - (2) 国や地方公共団体等への支払（税金・電気・ガス・水道料金等の公共料金）
 - (3) 商品券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネー等の換金性の高いものの購入
 - (4) 現金との交換、金融機関への預け入れ
 - (5) 不動産や金融商品の購入
 - (6) たばこの購入
 - (7) 事業活動に伴って使用する原材料・機器類・仕入商品等の購入
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に規定する営業への支払
 - (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

様式第3号（第5条第3項関係）

綾部市子どもにエール！商品券体験・観光施設登録申込書

申込者（会社名又は取扱店の名称）

名 称 _____

プログラム名 又は施設名	実施期間・ 実施日時	対象年齢	金額	実施場所	予約	予約・ 問い合わせ先	備考・ホームページ

- ・商品券の使用期間である令和3年7月22日から同年10月31日まで利用できるプログラム、施設の内容を記載してください。
- ・商品券の使える有料のプログラム、施設を記載してください。
- ・この内容を基に、市のホームページに一覧を掲載し、備考・ホームページ欄に記載されたURLにリンクさせます。
- ・綾部市内で開催されるものに限りです。

綾部市告示第136号

地縁による団体「延近自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年6月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市上杉町西縄手16番地の2 志 賀 忍 に変更する

2 変更の年月日

令和3年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第137号

地縁による団体「湯殿自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年6月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市小貝町新八95番地の2 大 槻 嘉 朗 に変更する

2 変更の年月日

令和3年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市公告第 4 1 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 3 年 5 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 送達を受けるべき書類の名称

令和 3 年度 軽自動車税（種別割） 納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名又は名称

吉田 一

高土 和浩

岩井 智俊

木下 幸平

召田 宏

安定 未優

小笠原 誠

綾部市公告第42号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和3年5月14日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 送達を受けるべき書類の名称
令和3年度 固定資産税・都市計画税 納税通知書

- 2 送達を受けるべき者の氏名又は名称
石井 敏昭
大町 光男
株式会社 ビガー
張 當 隆

綾部市公告第43号

水量水質安定的対策事業、第一浄水場緊急連絡管布設工事（1工区）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年5月17日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第503 9号 |
| (2) 工 事 名 | 第一浄水場緊急連絡管布設工事（1工区） |
| (3) 工事場所 | 綾部市里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 配水管布設工
DCIP（GX）φ200 L=510m |
| (5) 予定工期 | 令和3年 6月15日から
令和3年11月11日まで（150日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級又はB等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年5月17日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は560円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年5月20日(木)午前9時から午後6時まで

令和3年5月21日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月20日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年5月27日(木)から

令和3年5月28日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年5月31日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年6月4日（金）午前9時から午後6時まで
令和3年6月7日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年6月8日（火）午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

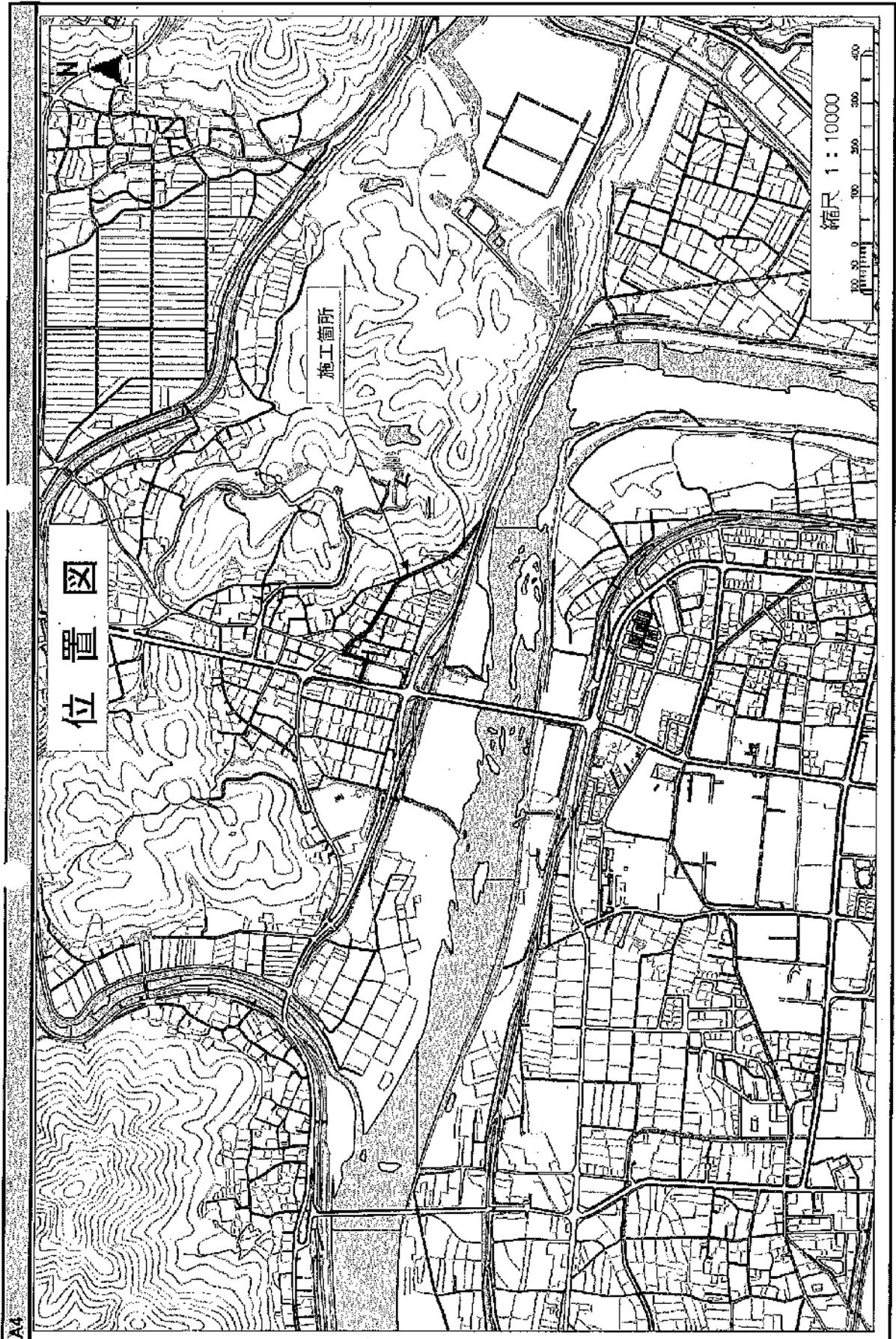
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



位置図

施工箇所

縮尺 1:10000

A4

綾部市公告第 4 4 号

水量水質安定的対策事業、第一浄水場緊急連絡管布設工事（2工区）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 3 年 5 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 3 1 0 号
- (2) 工 事 名 第一浄水場緊急連絡管布設工事（2工区）
- (3) 工事場所 綾部市里町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 配水管布設工
DCIP（GX）φ 2 0 0 L = 5 2 6 m
- (5) 予定工期 令和 3 年 6 月 1 5 日から
令和 3 年 1 1 月 1 1 日まで（1 5 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 3 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 3 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時 2 名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年5月17日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は640円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年5月20日(木)午前9時から午後6時まで

令和3年5月21日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月20日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年5月27日(木)から

令和3年5月28日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年5月31日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年6月4日（金）午前9時から午後6時まで
令和3年6月7日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年6月8日（火）午後1時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

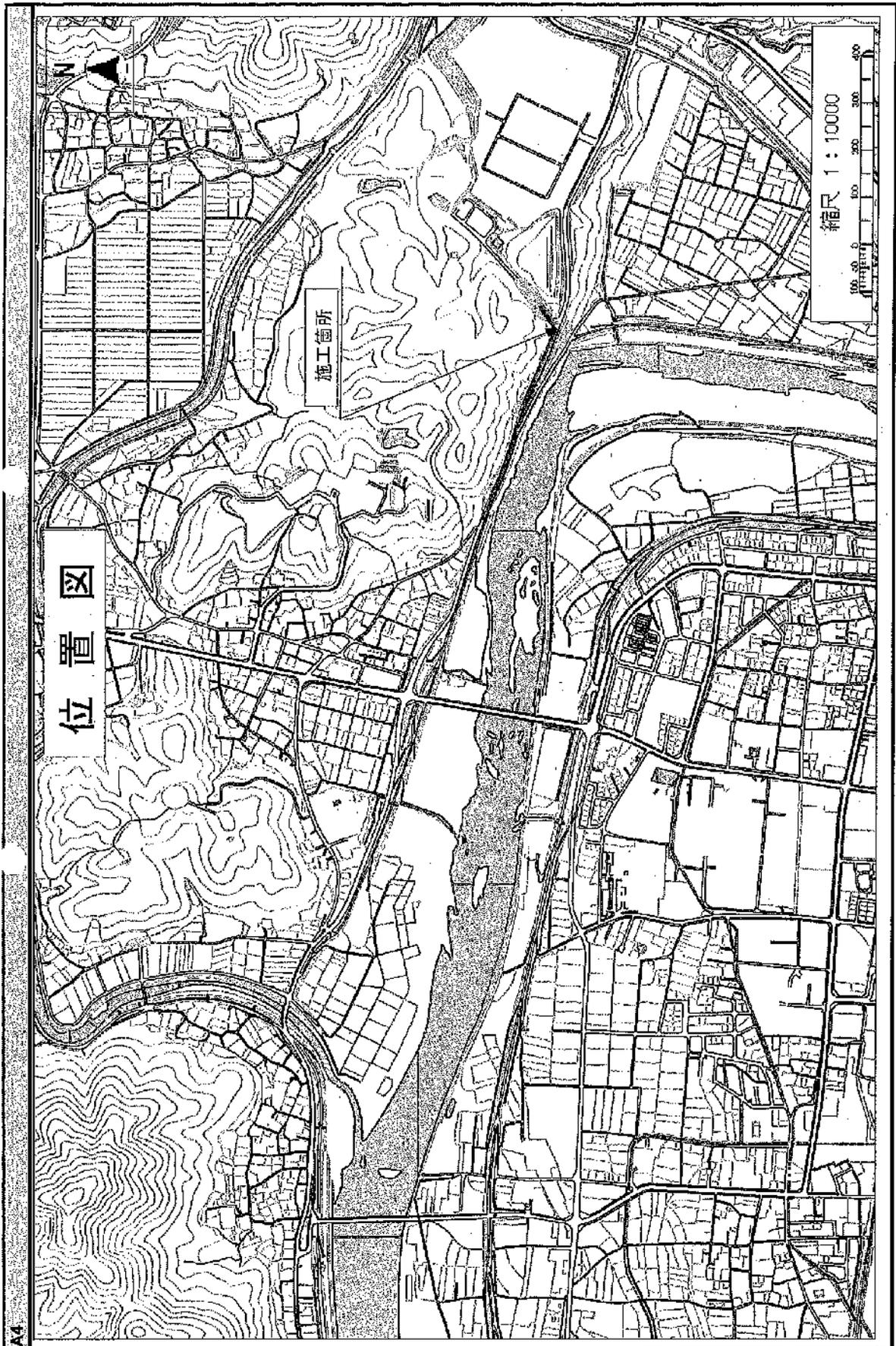
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 4 5 号

宮代豊里線整備事業、市道宮代豊里線改良工事（1 工区）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 3 年 5 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 3 1 9 号 |
| (2) 工 事 名 | 市道宮代豊里線改良工事（1 工区） |
| (3) 工事場所 | 綾部市井倉新町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 1 0 8 . 9 m W = 1 2 . 0 ~ 1 2 . 6 m
側溝工（U型側溝） L = 7 6 m
側溝工（L型側溝） L = 1 2 3 m
擁壁工 L = 1 1 m
アスファルト舗装工（車道部） A = 8 3 7 m ²
透水性舗装工（歩道部） A = 2 4 6 m ²
区画線工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和 3 年 6 月 1 5 日から
令和 3 年 1 1 月 2 1 日まで（1 6 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 3 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 3 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年5月17日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,790円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年5月20日（木）午前9時から午後6時まで

令和3年5月21日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月20日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年5月27日（木）から

令和3年5月28日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年5月31日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年6月4日（金）午前9時から午後6時まで

令和3年6月7日（月）午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年6月8日（火）午後2時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所在地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 4 6 号

物部保育園改修事業、物部保育園遊具更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 3 年 5 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 3 2 0 号 |
| (2) 工 事 名 | 物部保育園遊具更新工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市物部町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 遊具設置工（複合遊具・2 連低鉄棒） N = 2 基
遊具撤去工（滑り台・3 連低鉄棒・木製複合遊具） N = 3 基 |
| (5) 予定工期 | 令和 3 年 6 月 1 5 日から
令和 3 年 9 月 2 2 日まで（1 0 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 3 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 3 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年5月17日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は690円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年5月20日(木)午前9時から午後6時まで

令和3年5月21日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月20日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年5月27日(木)から

令和3年5月28日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年5月31日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年6月4日(金) 午前9時から午後6時まで
令和3年6月7日(月) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年6月8日(火) 午後2時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

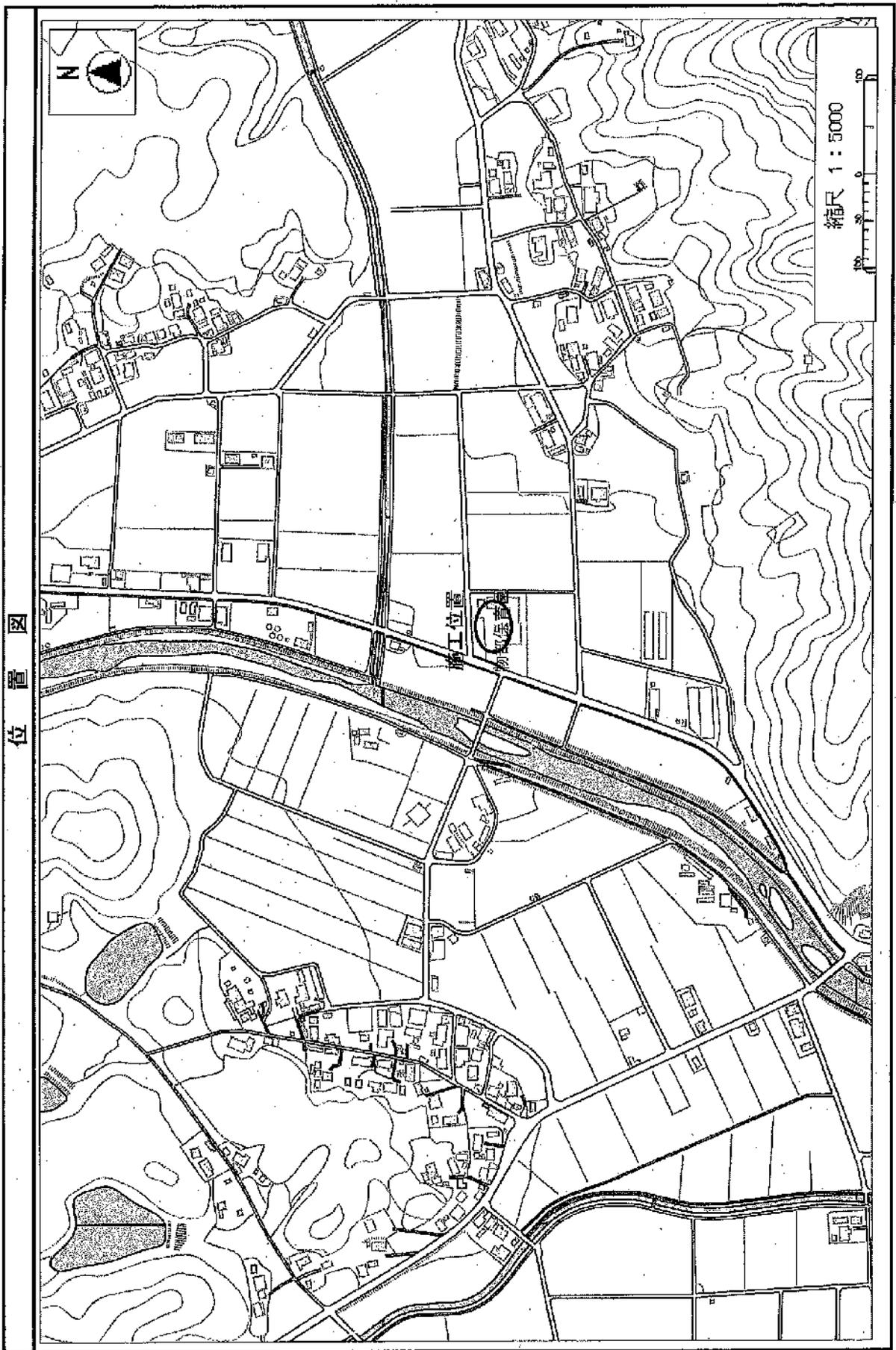
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第47号

下水道整備事業の公共下水道舗装復旧(3-1)工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連舗装復旧(3-1)工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年5月17日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第503 22号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧(3-1)工事
公共下水道関連舗装復旧(3-1)工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町(別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | (舗装復旧(3-1))
L=367m W=2.5~5.45m
アスファルト舗装工 A=1,519㎡
(公共下水道関連)
L=26m W=3.25~7m
アスファルト舗装工 A=174㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和3年 6月15日から
令和3年11月11日まで(150日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級又はB等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年5月17日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は610円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年5月20日（木）午前9時から午後6時まで

令和3年5月21日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月20日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年5月27日（木）から

令和3年5月28日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年5月31日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年6月4日（金）午前9時から午後6時まで
令和3年6月7日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年6月8日（火）午後2時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、公共下水道舗装復旧（3－1）工事と公共下水道関連舗装復旧（3－1）工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

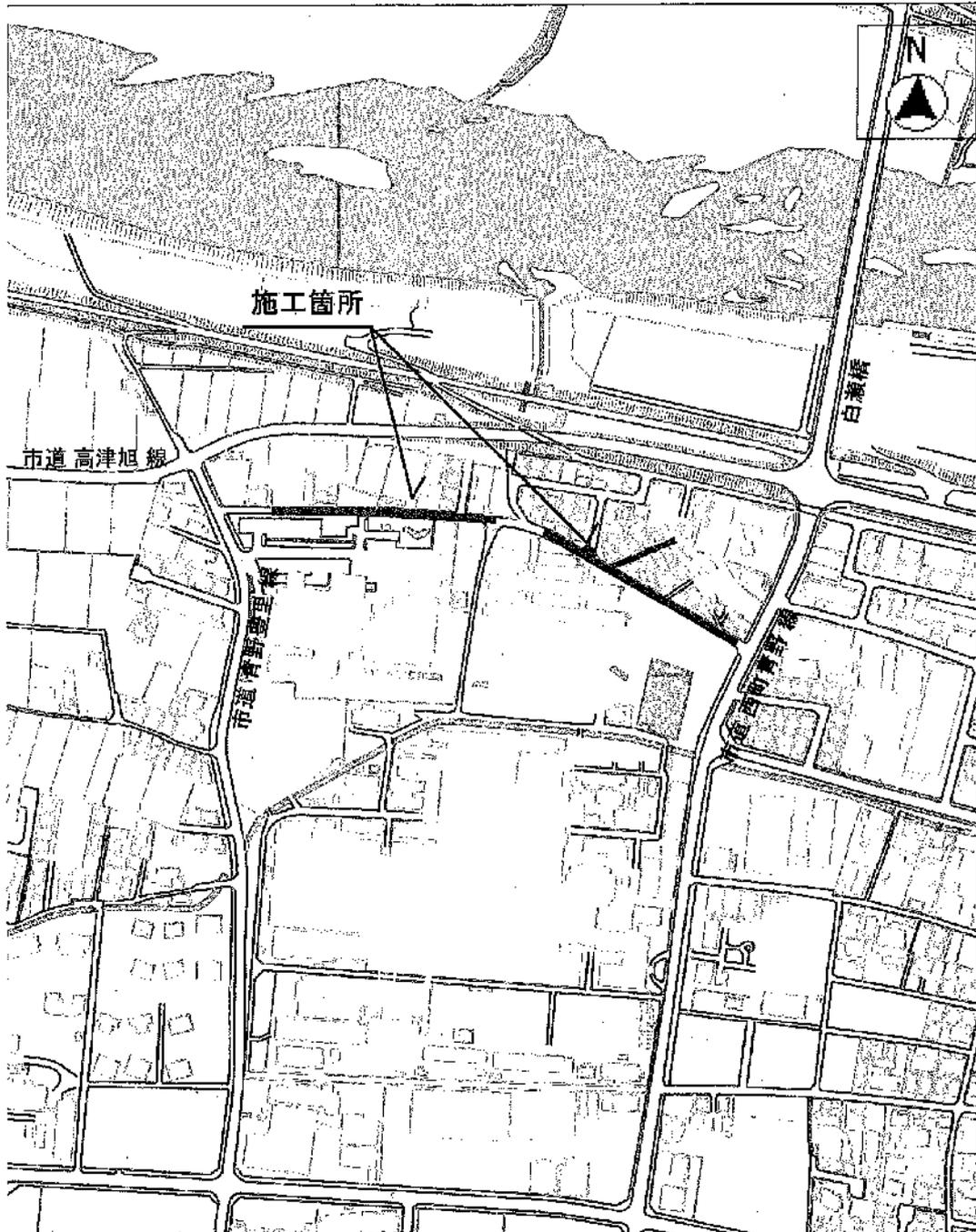
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

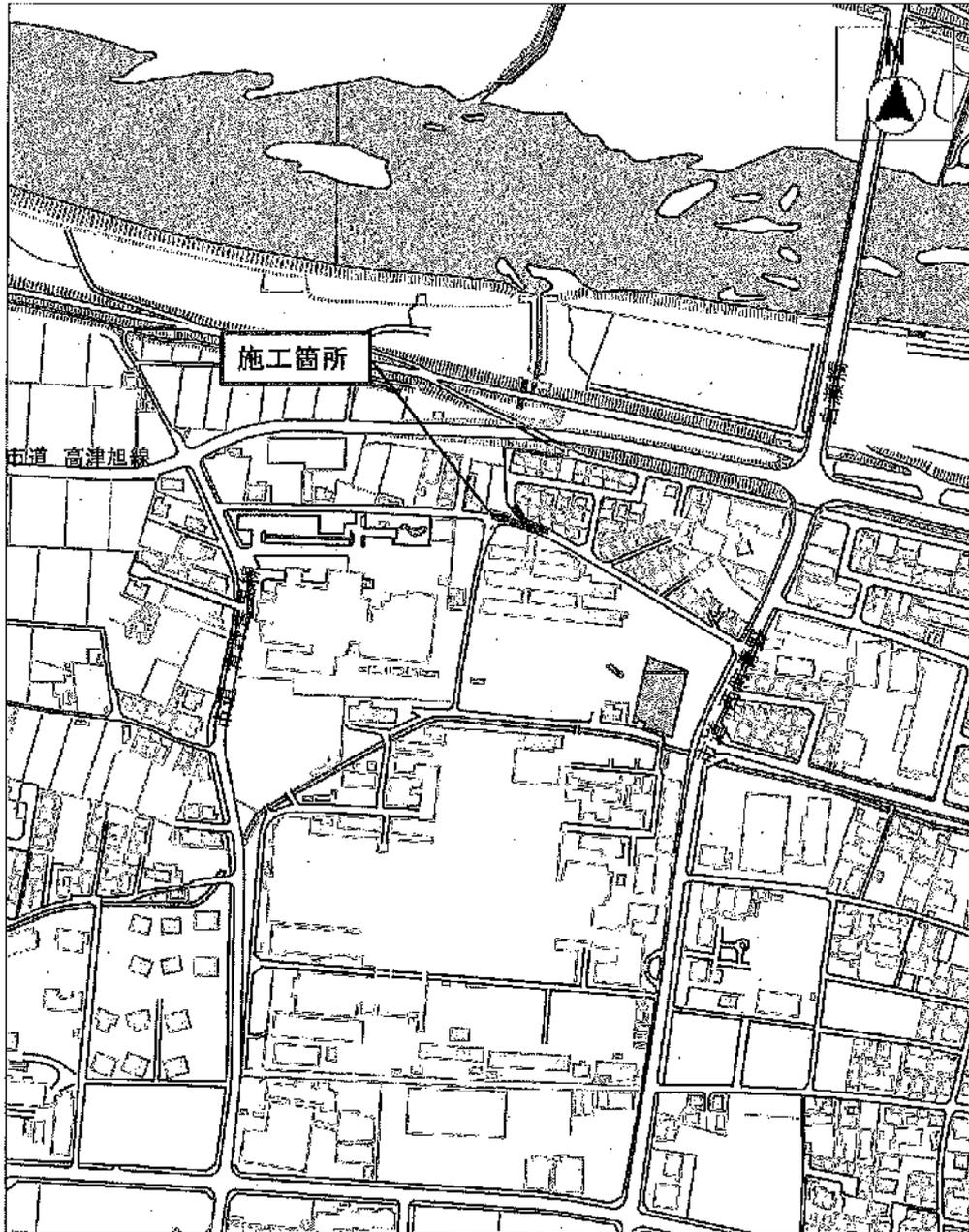
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位置図



工事名 公共下水道舗装復旧(3-1)工事

位置図



工事名 公共下水道関連舗装復旧(3-1)工事

綾部市公告第48号

水量水質安定的対策事業、第二浄水場緊急連絡管布設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年5月17日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第503 24号
- (2) 工 事 名 第二浄水場緊急連絡管布設工事
- (3) 工事場所 綾部市里町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 配水管布設工
DCIP (GX) φ200 L=365m
- (5) 予定工期 令和3年 6月15日から
令和3年11月11日まで（150日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級又はB等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年5月17日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は820円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年5月20日（木）午前9時から午後6時まで

令和3年5月21日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月20日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年5月27日（木）から

令和3年5月28日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年5月31日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年6月4日（金）午前9時から午後6時まで
令和3年6月7日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年6月8日（火）午後3時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

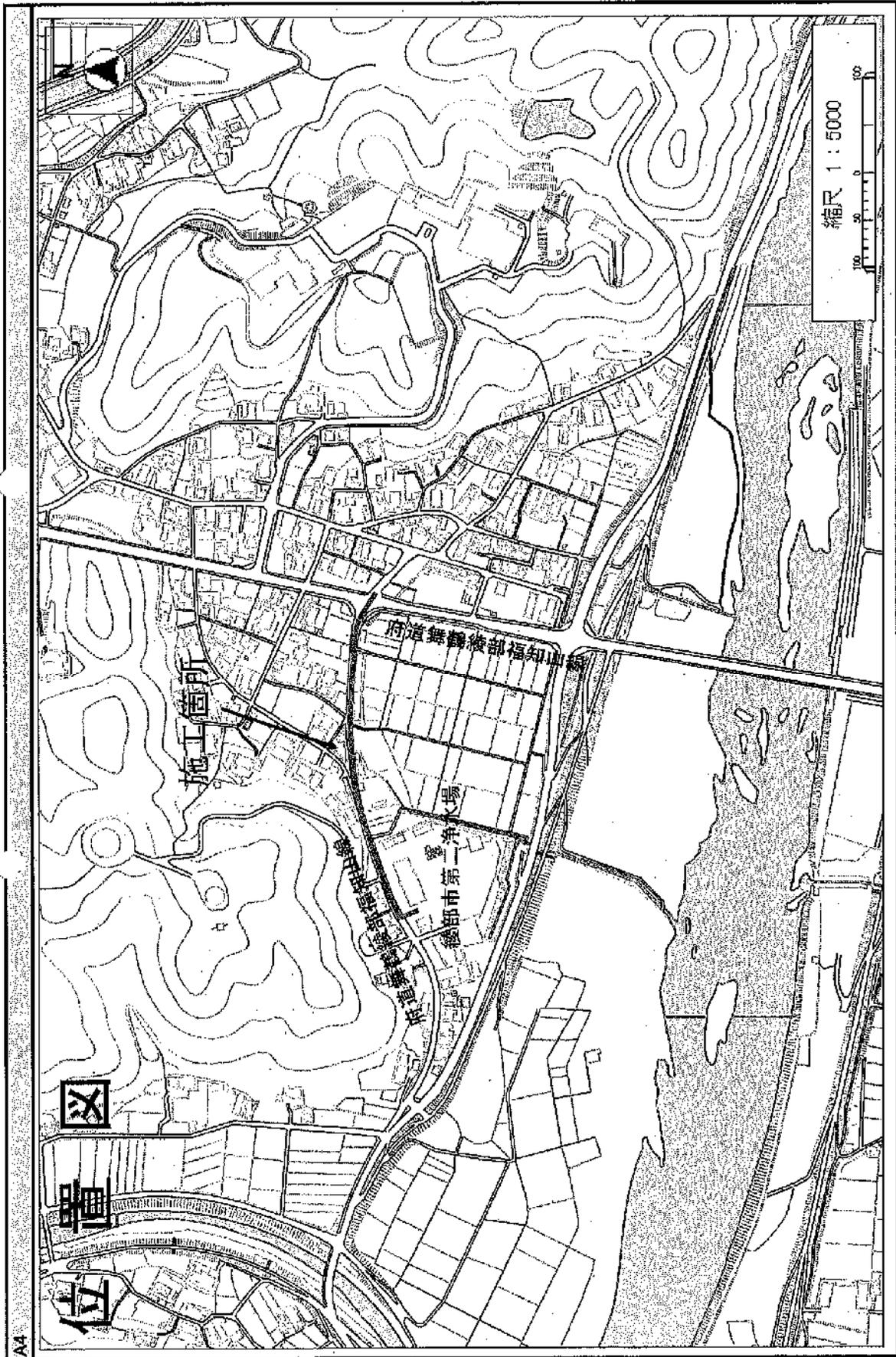
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年5月17日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は630円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年5月20日（木）午前9時から午後6時まで

令和3年5月21日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月20日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年5月27日（木）から

令和3年5月28日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年5月31日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年6月4日（金）午前9時から午後6時まで
令和3年6月7日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年6月8日（火）午後3時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

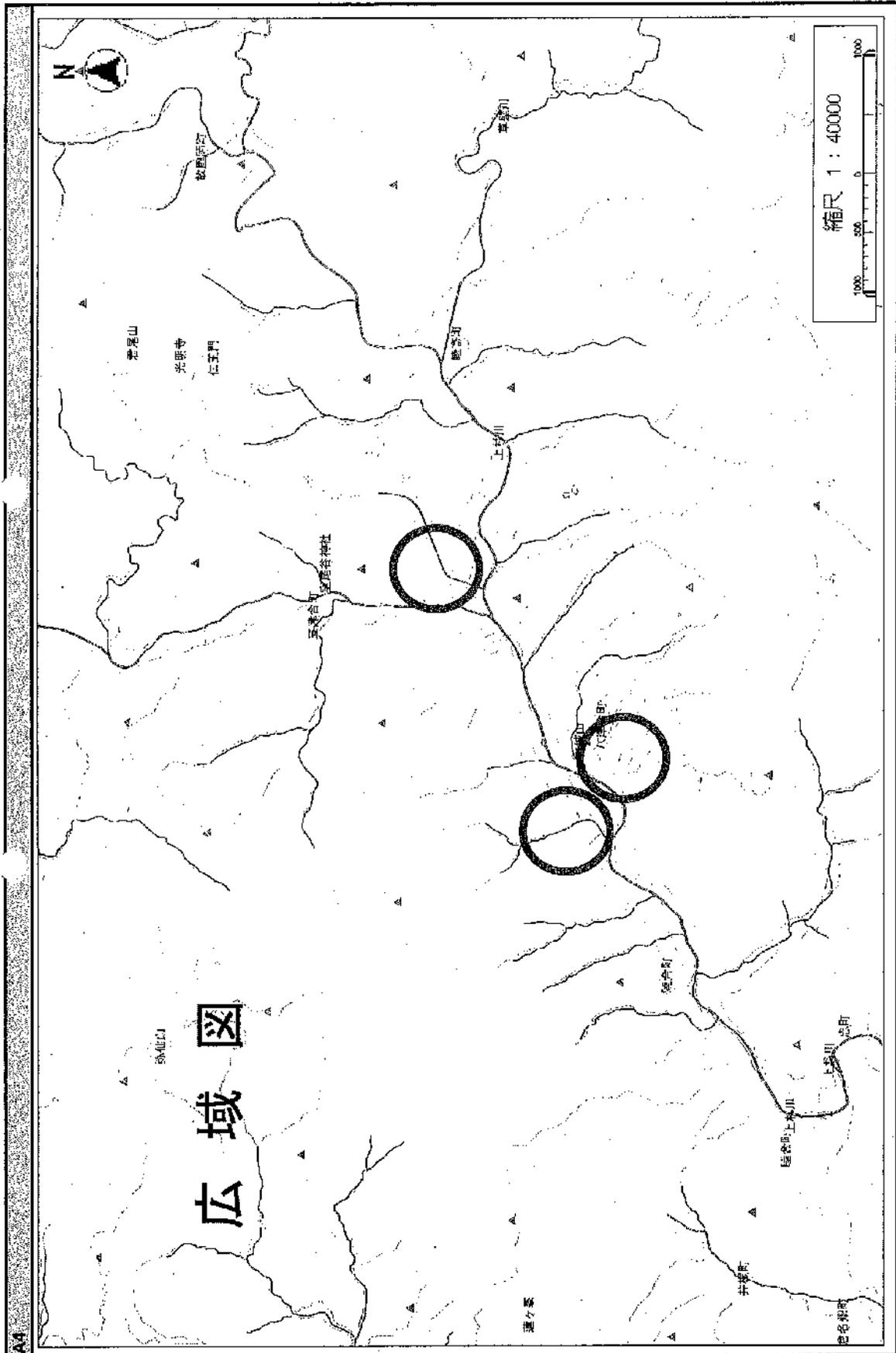
2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他に一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第50号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その4に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和3年5月17日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第503 26号 |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その4 |
| (3) 工事場所 | 綾部市館町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 小型合併処理浄化槽設置
5人槽構造基準型 1基
7人槽構造基準型 1基
7人槽構造基準型P付 1基
計3基 |
| (5) 予定工期 | 令和3年6月15日から
令和3年9月22日まで（100日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年5月17日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は680円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年5月20日（木）午前9時から午後6時まで

令和3年5月21日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で5月20日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年5月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年5月27日（木）から

令和3年5月28日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年5月31日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年6月4日（金）午前9時から午後6時まで
令和3年6月7日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月7日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年6月8日（火）午後3時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所在地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 場 所
- 4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

綾部市公告第51号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和3年5月26日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第 5 2 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和 3 年 5 月 2 7 日

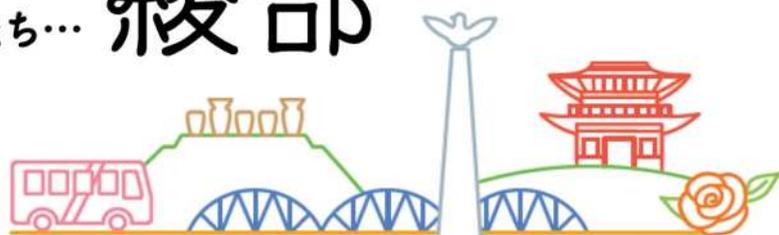
綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 3 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和 3 年度・令和 4 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第 3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。

令和3年度 第1回 職員採用試験



一人ひとりの幸せをみんなで紡いで
実現できるまち… **綾部**



**募集職種：事務職員
保健師
土木技師
建築技師**

1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成5年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは令和4年3月までに卒業見込みの方	一般事務に従事
保健師	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方。なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和4年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	(1) 昭和51年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは令和4年3月までに卒業見込みの方で、専門課程（土木）を修得した方又は修得見込みの方 (2) 昭和51年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）のうち土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1) 昭和51年4月2日以降に生まれた方で、建築士（1級又は2級）の免許を有する方 (2) 昭和51年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）のうち建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	建築関係業務に従事

※注意 令和4年3月末日までに高等学校を卒業する見込みの方は、新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせの趣旨に鑑み、この第1回試験を受験することはできません。第2回試験は、令和3年9月実施（7月下旬綾部市HPにて詳細発表）予定です。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条（抄） ～

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第1次試験	令和3年7月11日(日) 午前9時30分 (受付：午前9時から)	綾部市役所 (綾部市若竹町)
第2次試験	令和3年8月 ※詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。	
第3次試験	令和3年9月 ※詳細は、第2次試験合格者に文書で通知します。	

※ 自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

3 試験の方法及び内容

	職 種	試 験 方 法
第1次試験	事務職員 保健師	(1) 一般教養試験 (2) 適性検査
	土木技師 建築技師	(1) 一般教養試験 (2) 適性検査 (3) 専門試験(休憩後、午後から実施)
第2次試験	全 職 種	(1) 作文試験(作題指定) (2) 面接試験
第3次試験	全 職 種	面接試験

※各試験の内容は次のとおりです。

試 験 内 容		
第1次試験	一般教養試験	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験(社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能)択一式。出題数40題。試験時間120分。試験問題は学歴別。
	適性検査	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数100題。試験時間10分。

	専門試験 (土木技師) (建築技師)	専門的知識についての筆記試験。択一式。出題数30題。 試験時間90分～120分。試験問題は学歴別。
第2次試験	作文試験	文章表現力、課題理解力、文章構成力等についての試験
	面接試験	人物評価
第3次試験	面接試験	人物評価

4 受験申込手続及び申込受付期間

申込書 入手方法	<p>申込書は、市役所職員課にて配布しています。 綾部市ホームページ (http://www.city.ayabe.lg.jp/) からでもダウンロード可能です。</p>
申込方法	<p>採用試験申込書に必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼り、申込先へ<u>直接持参又は郵送</u>してください。郵送で申し込まれる場合は、<u>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。申込書の他に84円分の切手を貼り、返信先の宛名を記入した返信用封筒(長3)を必ず同封してください。</u></p> <p>※インターネット(電子メール)での申込受付は行っておりません。 ※受験票が令和3年7月2日(金)までに到着しないときは、下記の申込先までご連絡ください。</p>
申込先	<p>〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 TEL 0773-42-4228</p>
受付期間	<p><u>令和3年5月27日(木)～令和3年6月18日(金)</u> <u>午前8時30分～午後5時15分</u></p> <p>ただし、土曜日・日曜日を除きます。 郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに申込先へ到着したものに限り受け付けます。 ※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。</p>

その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

※採用試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

5 合格発表

- (1) 第1次合格発表 令和3年7月30日(金)午前10時
合格者本人に通知するほか、次の方法により合格者の受験番号のみ発表します。
○綾部市ホームページ(掲載期間:令和3年8月10日(火)午後5時まで)
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。
- (2) 第2次合格発表 受験者本人に合否を通知します。
- (3) 最終合格発表 受験者本人に合否を通知します。



6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、「令和3年度・令和4年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和4年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている方は、令和3年度中の採用になる場合があります。なお、令和3年度・令和4年度綾部市職員採用候補者名簿は、令和5年3月31日まで有効です。
- (2) 保健師試験合格者については、免許及び資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和4年3月末までに免許及び資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3) 最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。
- (4) 最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。



7 給与、福利厚生等

(令和3年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	182,200円	163,100円	150,600円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

8 試験結果の開示

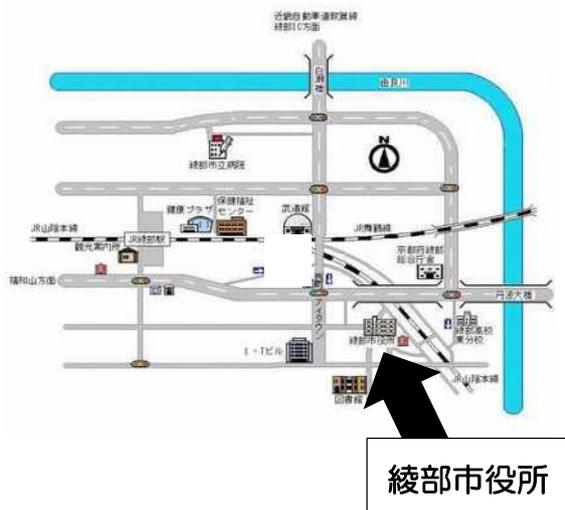
この試験結果については、綾部市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者	不合格者	不合格者
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	令和3年7月30日（金）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）	第2次試験合格発表の日（通知の日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）	最終合格発表の日（通知の日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階（綾部市市長公室職員課） 午前8時30分（開示期間の初日は午前10時）から午後5時15分まで		

試験会場（綾部市役所）案内図

* 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス志賀南北線「市役所前」下車すぐ。

または、あやバス上林線、志賀南北線、東西線、西坂線、篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、紫水ヶ丘公園線

「西町二丁目」下車
徒歩約4分

■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

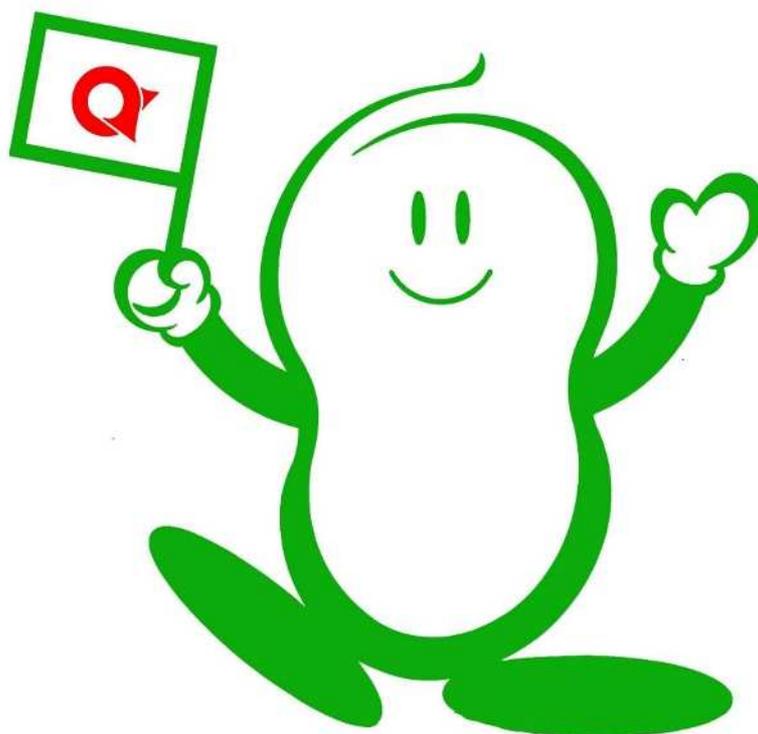
綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL 0773-42-4228

令和3年度

綾部市職員採用試験《社会人経験枠》

事務職員・保健師・土木技師・建築技師



一人ひとりの幸せをみんなで紡いで
実現できるまち…

綾部



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業した後、民間企業等に通算して5年以上勤務した経験のある方	一般事務に従事
保健師	若干名	昭和51年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方のうち通算して5年以上保健師業務の職務経験を有する方	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	昭和51年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）のうち通算して5年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	（1）昭和51年4月2日以降に生まれた方で、建築士（1級又は2級）の免許を有する方のうち民間企業等に通算して5年以上勤務した経験のある方 （2）昭和51年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）のうち通算して5年以上建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	建築関係業務に従事

<職務経験について(全職種共通)>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算5年以上の職務経験」とは、令和4年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で5年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ③設計又は施工管理の経験とは、土木又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条（抄） ～

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容

試験内容	
第1次試験	書類選考試験 エントリーシートを審査し、合格基準点に達する者を選考
第2次試験	作文試験 文章表現力、課題理解力、文章構成力を評価 面接試験 人物評価
第3次試験	理事者面接試験 人物評価



3 受験申込手続

申込書入手方法	綾部市ホームページ (http://www.city.ayabe.lg.jp/) からエントリーシートをダウンロードしてください。 *プリントアウトする場合は、必ずA4版サイズの白紙に黒色インクで印刷してください。 *ダウンロードできない場合は職員課までご連絡ください。
申込方法	エントリーシートに必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼り、下記申込先へ <u>直接持参</u> 又は <u>郵送</u> してください。 郵送で申し込まれる場合は、エントリーシートを折りたたまずに入る封筒(角型2号)に入れ、 <u>必ず簡易書留郵便</u> とし、表に「 <u>エントリーシート在中</u> 」と <u>朱書</u> して、申込先まで送付してください。申込書の他に受験票返信用として <u>84円分の切手を貼り、返信先の宛名を記入した返信用封筒(長形3号)を必ず同封</u> してください。 ※インターネット(電子メール)での申込受付は行っておりません。
申込先	〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 TEL 0773-42-4228

受付期間	<p>随時受け付けます。</p> <p>*持参の場合：土曜日・日曜日・祝日を除きます。</p> <p>受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。</p>
その他	<p>身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。</p>

※試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

第1次試験から第3次試験実施後、受験者本人に合否を文書で通知します。

※電話等による合否の問い合わせには応じられません。



	日 時
第2次試験	<p>令和3年8月以降随時</p> <p>※詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。</p>
第3次試験	<p>令和3年9月以降随時</p> <p>※詳細は、第2次試験合格者に文書で通知します。</p>

5 採用時期

随時採用（相談に応じます。）又は令和4年4月1日とします。

6 給与、福利厚生等

（令和3年4月1日現在）

区 分	大学の新卒者	大卒 32歳 職務経験10年
初任給 (月額)	182,200円	270,200円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当



綾部市公告第 5 3 号

味方平線整備事業、市道味方平線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 3 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 3 2 8 号
- (2) 工 事 名 市道味方平線改良工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 L = 3 4 m W = 4 . 0 m
 法枠工 R T フレーム工法 L = 1 7 8 m
 重力式擁壁工 V = 2 6 7 m³
 仮設防護柵工 L = 2 4 m
- (5) 予定工期 令和 3 年 6 月 2 9 日から
 令和 4 年 1 月 1 4 日まで（2 0 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 3 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級又は A 等級で登録されており、令和 3 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
 電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年5月31日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は1,220円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年6月3日(木) 午前9時から午後6時まで

令和3年6月4日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月3日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年6月10日(木) から

令和3年6月11日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和3年6月14日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和3年6月18日（金）午前9時から午後6時まで
令和3年6月21日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年6月22日（火）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

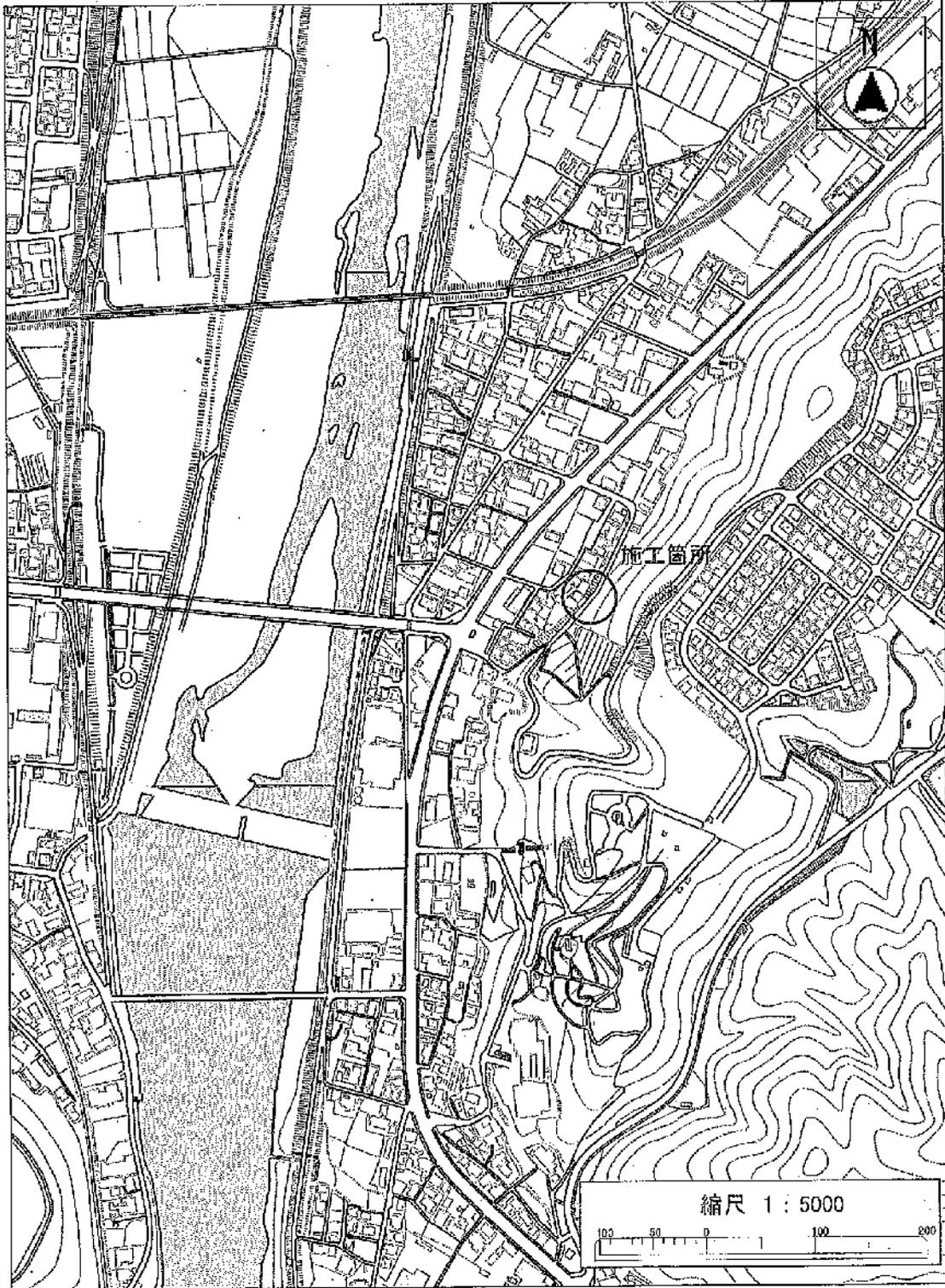
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位置圖

市道味方平線改良工事



綾部市公告第 5 4 号

下水道整備事業、公共下水道舗装復旧（3-3）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 3 年 5 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 3 3 1 号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（3-3）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市田野町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 5 1 7 m W = 2. 9 ~ 1 1. 1 5 m
舗装版打換工 A = 7 4 4 m ²
路面切削工 A = 2, 2 8 0 m ²
オーバーレイ工 A = 2, 2 8 0 m ²
切削オーバーレイ工 A = 9 0 m ²
区画線工 L = 8 4 0 m |
| (5) 予定工期 | 令和 3 年 6 月 2 9 日から
令和 3 年 1 2 月 2 5 日まで（1 8 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 3 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事の A 等級で登録されており、令和 3 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和3年5月31日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は970円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和3年6月3日（木）午前9時から午後6時まで

令和3年6月4日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月3日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和3年6月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和3年6月10日（木）から

令和3年6月11日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年6月14日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和3年6月18日（金）午前9時から午後6時まで
令和3年6月21日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年6月22日（火）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適當であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所在地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

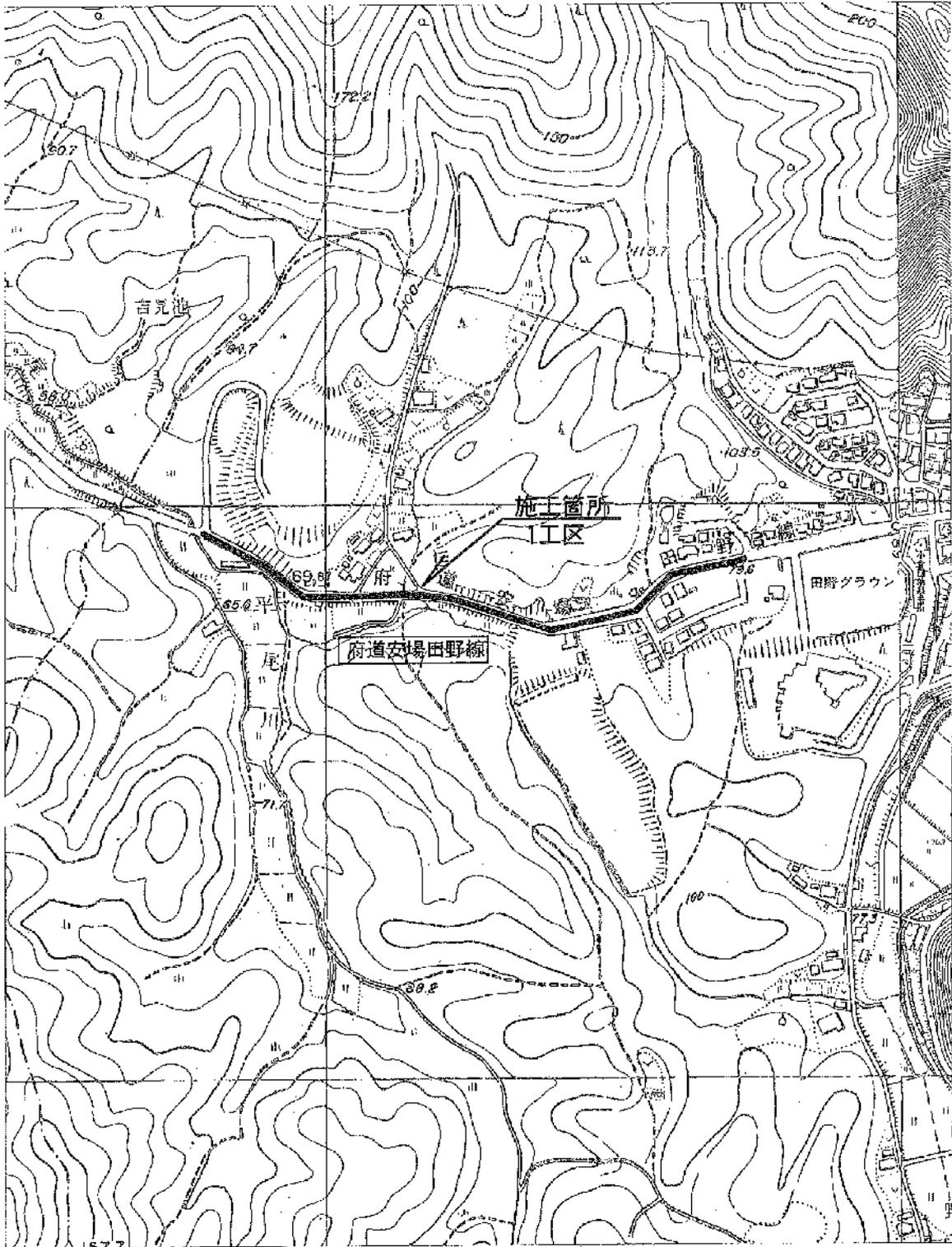
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

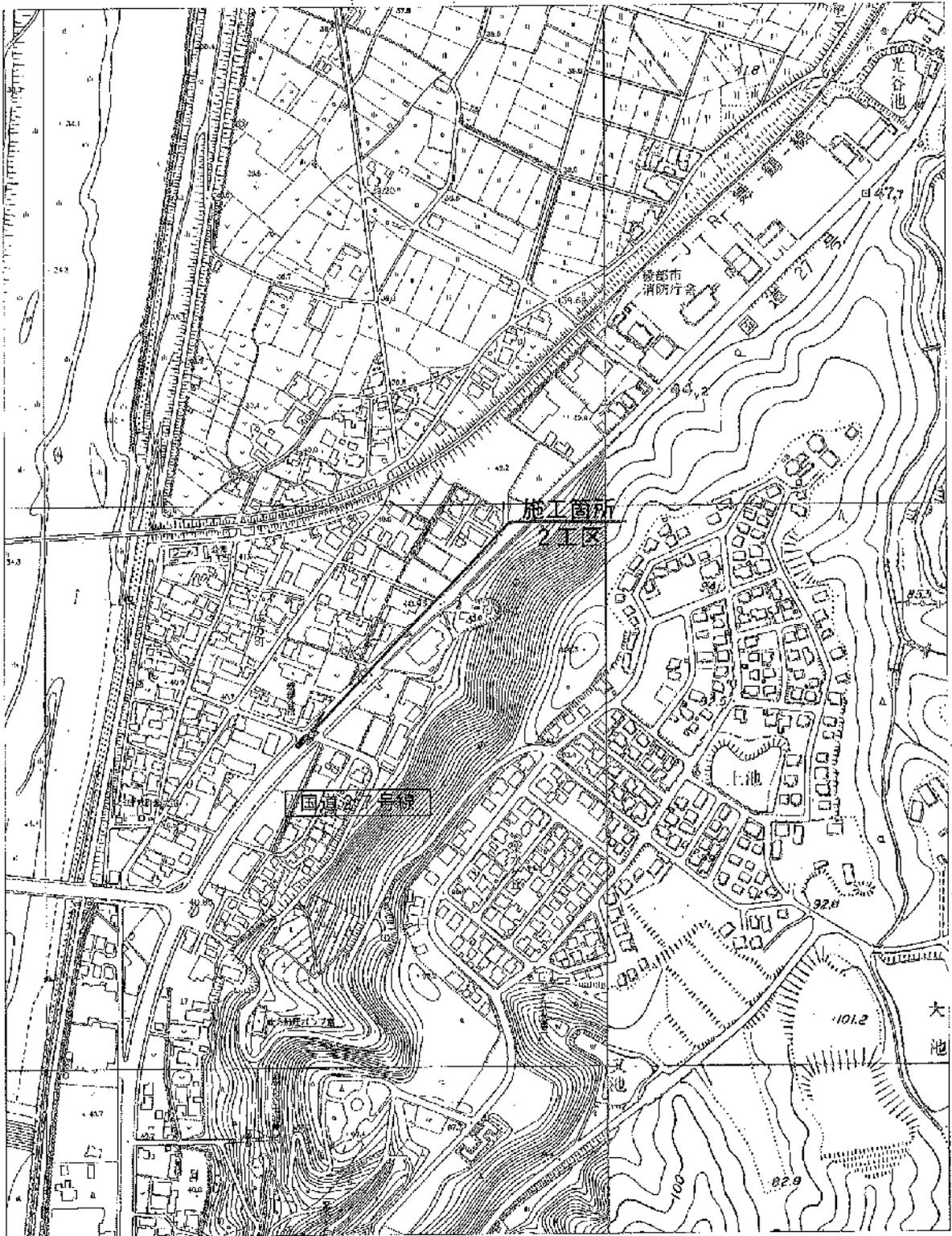
位 置 図



工事名：公共下水道舗装復旧（3-3）工事

——— : 施工範囲

位 置 图



工事名：公共下水道舗装復旧（3-3）工事

———：施工範囲

綾部市公告第 5 5 号

綾部市水道料金システム整備事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 3 年 6 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市水道料金システム整備事業業務委託について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市水道料金システム整備事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

綾部市水道料金システム整備事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和3年6月

京都府綾部市

綾部市水道料金システム整備事業業務委託に係る
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的、概要

綾部市上下水道部上水道課が、令和3年度に実施を予定している水道料金システムの更新にあたっては、水道標準プラットフォームを活用し操作性・信頼性に優れたシステムを構築すること、現行システムからの移行を正確かつ効率的に行うこと、更新後に適切な保守・運用体制を整備することなどが必要となることから、プロポーザル方式による事業者選定（以下「本プロポーザル」という。）を行うものである。

(1) 業務委託名

綾部市水道料金システム整備事業業務委託

(2) 業務内容

別冊基本仕様書のとおり。

(3) 業務の履行期間

① 事業期間

(更新業務)

契約締結日から令和4年2月28日まで

(保守・管理業務期間)

令和4年3月1日～令和9年2月28日

契約金額の支払方法については、選定された業者と別途協議し、決定するものとする。

(4) 予算概要

本業務の提案上限額は以下の通りとする。(消費税及び地方消費税を含まない)

総額：52,750,000円

内訳：更新費用：30,160,000円

保守費用：22,590,000円

※現行システムからのデータ抽出は、発注者が費用負担を行うものとする。

※総合評価については、上記総額にて判断するものとする。なお、総額、システム更新費用及び保守管理業務費用のそれぞれの上限額を超えての提案は無効とする。

(5) 事務局

綾部市上下水道部上水道課

〒623-0005 京都府綾部市里町小南4

電話：0773-42-1815 FAX：0773-42-1817

電子メールアドレス:jyosuido@city.ayabe.lg.jp

2. 事業スケジュール・事務手順

本業務における調達からシステム稼働までのスケジュールは以下の通りとする。

(但し、業務の都合により日程を変更する場合がある)

No.	項目	日程
1	プロポーザルの実施及び参加申込の公告	令和 3年 6月 1日 (火)
2	参加申込書の提出期限	令和 3年 6月 10日 (木)
3	参加資格書類審査の実施	随 時
4	参加資格審査結果の通知 (最終)	令和 3年 6月 11日 (金)
5	実施要領、企画提案書作成等に関する質問受付	令和 3年 6月 11日 (金) ~ 令和 3年 6月 18日 (金)
6	質問書の回答	令和 3年 6月 22日 (火)
7	企画提案書の受付	令和 3年 6月 14日 (月) ~ 令和 3年 6月 30日 (水)
8	企画提案書審査の実施 (事前審査)	令和 3年 7月 1日 (木) ~ 令和 3年 7月 2日 (金)
9	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和 3年 7月 13日 (火) ~ 令和 3年 7月 14日 (水)
10	審査結果通知	令和 3年 7月 下旬
11	契約締結	令和 3年 8月 初旬

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式による事業者選定。

4. プロポーザル参加方法

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要領に従い参加表明を行うこと。

(1) 参加申込書の提出

参加申込書 (様式第 1-1 号) を事務局まで提出すること。提出については、持参又は郵送とする。(電子メール及び F A X は不可)

※郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

(2) 参加申込書提出期限

令和 3年 6月 10日 (木) 午後 5時まで

(受付時間は土日祝を除く午前 8時 30分から午後 5時まで)

(3) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を全て満たしていること。

なお、要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし、契約締結日までの期間に要件を欠くような事態が生じた場合は契約は行わないものとする。

① 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更正手続開始の申立てをしていない者または更正手続開始の申立てをなされていない者であること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。
- ⑤ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行もしくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、または第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑦ 本市及び本社所在地において市町村民税（特別区にあつては、都民税）を滞納している者ではないこと。
- ⑧ 消費税及び地方消費税を滞納している者ではないこと。
- ⑨ 次に掲げる公的認証を取得している法人であること。
 - ア ISO9001の認証を取得している法人であること。
 - イ 日本工業規格JISQ15001個人情報マネジメントシステムに適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）又はISO27001（ISMS）の認証を取得している法人であること。
- ⑩ 給水人口3万人以上の事業体に対して、提案する上下水道料金システムの導入実績があり、かつ現在も稼働している実績があること。

（4）提出書類

下記書類を編冊（A4版）の上、各1部提出すること。

- ① 参加申込書（様式1-1）
- ② 参加申込者資格審査確認書（様式1-2）
- ③ 添付書類
 - ・会社概要（最新のもの、パンフレット等の使用も可）
 - ・システム導入実績（稼働予定も含む）
 - ・登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
 - ・直近2カ年分の貸借対照表、損益計算書
 - ・直近1カ年分の法人税確定申告書の写し（税務署の受付印があるもの）
 - ・市町村民税の滞納のない旨の証明書（発行後3か月以内のもの）
 - ・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（発行後3か月以内のもの）
 - ・ISO9001、ISO27001及びJISQ15001の証明書の写し

・提案する料金システムのパンフレット

5. 参加資格書類審査の実施

提案可能者を決定するため、参加者資格審査を審査事務局により次のとおり実施する。

- (1) 実施期間 参加申込書の提出後、随時実施。
- (2) 選定基準 提出書類に不備がなく、参加資格要件を全て満足した者を提案可能者とし、条件を満足しない場合は失格とする。

6. 参加資格書類審査の通知

参加資格審査の結果については、審査実施後速やかに参加資格審査結果通知書（様式第2号）を発行し、通知を行う。

参加資格有と判断された者には、企画提案要請書（様式第3号）の発行も合わせて行う。

7. 質問書の提出

(1) 実施要領、企画提案書作成等に関する質問の受付

- ① 受付期間 令和3年6月11日（金）～令和3年6月18日（金）
- ② 提出方法 質問書（様式第4号）に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールにより提出すること。また、メール送信後に事務局まで電話によりメールの到着確認を行うこと。
- ③ 提出先 綾部市上下水道部上水道課
電子メールアドレス：jyosuido@city.ayabe.lg.jp

(2) 実施要領、企画提案書作成等に関する質問の回答

- ① 最終回答日 令和3年6月22日（火）
- ② 回答方法 質問者及びすべての提案可能者に対し電子メールにて回答する。

(3) 留意事項

- ① 質問は、提案可能者以外からは受け付けない。
- ② 期間内であれば何度も質問することは可能とする。
- ③ 質問書の提出は電子メールに限る。
- ④ 電子メールの件名は、「【プロポーザル質問】（参加者名）」とすること。
- ⑤ 期間内に質問書が事務局まで届かなかった場合は、その理由に関わらず質問は無効とする。
- ⑥ 回答書の送信は、質問受付期間内であっても随時行うこととする。

8. 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の受付

- ① 受付期間
令和3年6月14日（月）～令和3年6月30日（水）※土、日及び祝祭日を除く

② 提出方法

企画提案書を事務局まで提出すること。提出については、持参又は郵送とする。(電子メール及びFAXは不可)

なお、一度提出した書類の返却、差し替えには一切応じない。

※持参の場合は、持参日時を事前に綾部市上下水道部上水道課に連絡すること。

※郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先

綾部市上下水道部上水道課

④ 提出書類

下記書類を編冊(A4版)の上、正本として1部、副本として8部を提出する。また、電子データとしてCD-Rに保存したもの1式をあわせて提出すること。

No	書類名	媒体	
		紙	CD-R
1	企画提案書提出書及び誓約書(様式第5号)	1部	-
2	企画提案書(任意様式)	8部	1部
3	システム機能要件確認書(別紙)	1部	1部
4	見積書(任意様式)	1部	1部

(2) 企画提案書類作成上の留意事項

① 企画提案書

ア. 提案書の表紙には、宛名「綾部市長あて」、表題「綾部市水道料金システム整備事業業務提案書」、提出年月日、会社名を記載すること。

イ. 企画提案書のサイズは日本工業規格「A4版」横書きとすること。

ウ. 企画提案書は縦置き又は横置きは問わないが、縦置きの場合は左綴じ、横置きの場合は上綴じとする。

エ. 図面等でやむを得ず日本工業規格「A3版」を使用する場合は折り込むこととする。この場合2ページとしてみなす。

オ. ページ数は表紙・目次を除いて40ページまでとすること。

カ. 企画提案書の記述は、専門知識がない者でも理解できる内容とすること。

キ. 企画提案書は、本事業の趣旨や基本仕様書の内容等を踏まえ、必要な事項を漏れなく記載すること。

ク. 企画提案書の内容構成は、本書「9. 企画提案書作成要領」に従うこと。

② 機能要件確認書(指定様式)

本書「10. 機能要件確認書作成要領」に従い作成すること。

③ 見積書

本書「11. 見積書作成要領」に従い作成すること。

④ CD-ROMの提出

ア. データの形式については、機能要件確認書はExcel形式とし、それ以外はPD

F形式とする。

イ. CD-ROMの表面にはシール等で業務名・会社名を記載すること。

9. 企画提案書作成要領

企画提案書については、以下の項目について貴社の提案内容を記載すること。

また、基本仕様書に記載する項目を充分理解した上で、作成すること。

項番.	記載事項	詳細
1	会社概要	(1) 会社概要 (企業規模・事業内容・資格取得等) (2) 提案システムの導入実績
2	提案システムの概要及び特長	(1) 提案システムの概要 (2) 提案システムの特長
3	ハードウェア構成	(1) ハードウェア構成 (2) 導入ハードウェアの特長
4	システム構築体制	(1) システム構築体制の考え方 (2) システム構築体制・メンバー構成
5	構築スケジュール	(1) 構築スケジュール策定のポイント (2) 構築スケジュール表
6	データ移行	(1) データ移行の考え方 (2) データ移行の方法
7	保守管理体制	(1) 保守管理体制の考え方 (2) 保守管理体制・メンバー構成 (3) 緊急時対応の考え方
8	セキュリティ対策	(1) セキュリティ対策の考え方 (2) システムにおけるセキュリティ対策 (3) 人的セキュリティ対策
9	操作研修	(1) 操作研修の考え方 (2) 操作研修の内容
10	その他追加提案・将来提案事項	(1) その他追加提案・将来提案事項 (費用内外問わず、発注者に有益な提案を行うこと)

10. 機能要件確認書作成要領

機能要件確認書については、以下に従い作成すること。

- ① 別紙様式を使用すること。
- ② 本提案においては、機能仕様書に記載する仕様条件は必須で満たすものとする。また機能仕様書に記載する項目に対し対応不可項目があった場合は失格とはしないが、審査基準に従い点数評価を実施し、総合評価に反映する。

- ③ 機能仕様書については、以下の判断で回答すること。
- ・標準パッケージで対応可能な項目：
回答区分に「A」を記載すること。
 - ・オプションで対応可能な項目：
回答区分に「B」を記載し、オプションの費用を明記すること。
また、見積書にもオプション費用を反映すること。
 - ・カスタマイズで対応可能な項目：
回答区分に「C」を記載し、カスタマイズの費用を明記すること。
また、見積書にもカスタマイズ費用を反映すること。
 - ・標準パッケージで対応不可だが代替案を提示可能な項目：
回答区分に「D」を記載し、備考欄に代替案を記載すること。
代替案の回答内容次第では「A」に差し替えることも検討する。
 - ・標準パッケージで対応不可の項目：
対応可否に「E」を記載すること。
- ④ 機能要件確認書への回答に際しては、後々虚偽が発覚した場合には、失格等のペナルティを検討するので、虚偽の回答が無いように充分注意すること。

1 1. 提案価格見積書作成要領

見積書については、以下に従い任意様式にて作成すること。

- ① システム更新期間は、納期を令和4年2月28日とする。
- ② システム更新費用の詳細な見積項目として、以下の内訳を示すこと。
 - ア. パッケージソフトウェア費用
 - イ. ハードウェア・ミドルウェア費用
 - ウ. 水道標準プラットフォーム初期費用
※受注者契約費用。
 - エ. データ移行費用
※現行水道料金システムからの移行にかかる費用
 - オ. システム構築費用（打合せ、セットアップ、マスタ設定、操作研修、並行稼働支援その他必要経費）
 - カ. オプション・カスタマイズ費用（機能要件確認書に従い必要な場合を含めること）
 - キ. その他、上記以外に貴社にてシステム構築に必要な経費がある場合、明記すること。
- ③ 保守管理業務については、運転管理期間を令和4年3月1日～令和9年2月28日の60か月間とし、月額および期間の総額を明記すること。
- ④ 保守費用の詳細な見積項目として、以下の内訳を示すこと。
 - ア. ハード・ミドルソフトウェア等保守費用（保守パックにて購入する場合は初期構築費用に含めることも可能とする）

- イ. パッケージソフトウェア利用料
- ウ. パッケージソフトウェア保守費用
- エ. 水道標準プラットフォーム月額利用費用
※発注者契約費用（水道標準プラットフォーム事業者との直接契約）
- オ. その他、上記以外に貴社にてシステム保守管理に必要な経費がある場合、明記すること

⑤ 金額は、システム更新および保守管理費用の各税抜額および消費税及び地方消費税額、税込合計額を記載すること。

1 2. 企画提案書審査（事前審査、プレゼンテーション及びヒアリング）

（1）審査方法

事業者の審査は、「綾部市水道料金システム整備事業業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、企画提案書提出者を対象に事前書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングの本審査を選定評価基準の評価項目により実施する。

なお、企画提案者が多数の場合は、事前書類審査において3社程度に絞り込むものとする。

（2）事前書類審査

事前書類審査 令和3年7月1日（木）～令和3年7月2日（金）

（3）プレゼンテーション及びヒアリング

① 実施日時 令和3年7月13日（火）～令和3年7月14日（水）のうち1日

② 実施場所 京都府綾部市里町小南4番地 綾部市水道庁舎2階会議室

③ 実施方法

ア. 参加者ごとにプレゼンテーションを実施するものとし、参加者にプレゼンテーション参加要請書（様式第6号）で、実施時間の詳細を通知するものとする。

イ. 提出した企画提案書等を用いて審査委員に説明を行い、企画提案書等の内容に関するヒアリングを実施する。なお、追加資料の配布は認めない。

ウ. デモンストレーション及びプレゼンテーションの説明は、計40分以内とし、その後質疑応答を30分程度行う。

エ. デモンストレーション及びプレゼンテーションは非公開で実施する。

オ. 会場に入室できる人数は3名までとする。

カ. ヒアリングは本業務を受注した際に携わる担当者（開発担当者、営業担当者等）の参加を必須とする。

キ. 端末、音響装置その他必要な機器類は全て参加者が用意すること。

※ スクリーン、電源および延長ケーブルは、委託者で用意するが持参も可能とする。

ク. 会場への入室は、デモンストレーション及びプレゼンテーション開始時間の10分前から行うことができる。

(4) 本審査（選定委員会）

① 審査機関

受託候補者の選定に係る本審査については、選定委員会において行う。

② 審査方法

企画提案者から提出された企画提案書、機能要件書及び見積書のほかプレゼンテーション、デモンストレーション及びヒアリングの内容を基に別に定める選定基準に基づき評価、採点を行い、合計点が最も高い企画提案者について選定委員会委員の合議を経て受託候補事業者として決定する。

※ 選定委員会の構成及び評価基準は公表しない、また、審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては一切受け付けない。

(5) 提案審査結果の通知

① 通知日

令和3年7月下旬頃

② 通知方法

提案審査に参加した全参加者に書面（様式第7-1号又は7-2号）により通知する。なお、審査結果に係る問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けない。

1.3. 参加辞退届

参加表明後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、事務局あてにプロポーザル参加辞退届（様式第8号）を持参または郵送により提出すること。なお、辞退をしても以後において不利益な取り扱いを受けることはない。

1.4. 失格

プロポーザル参加募集の公告の日から契約締結の間において失格となった場合は、失格通知書（様式第9号）により通知する。

1.5. その他留意事項

(1) 本プロポーザルで用いる言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。

(2) 本プロポーザルに要する一切の経費は全て参加者の負担とする。

(3) 提出書類は原則として返却しない。

(4) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、発注者が、本委託の範囲において公表する場合、発注者が必要と認める場合においては、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(5) 提出書類の修正、差し替え、再提出は原則として認めない。

(6) 次のいずれかに該当した場合は失格とする。

① 本プロポーザルの期間中に参加条件を満たさなくなった場合

- ② 提案価格見積書において、提案上限額を超えた見積額を記載した場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 期限内に企画提案書類を提出できなかった場合
- ⑤ 正当な理由なく審査に遅刻または欠席した場合
- ⑥ 本プロポーザル期間中に、発注者側の職員と不正に接触等を行った場合
- ⑦ その他実施要領に違反していると認められた場合

綾部市水道料金システム整備事業業務委託基本仕様書

令和3年6月

京都府綾部市

綾部市水道料金システム整備事業業務委託 基本仕様書

1. 基本事項

本仕様書は、綾部市水道料金システム整備事業業務について、綾部市上下水道部上水道課（以下「委託者」という。）が、実施事業者（以下「受託者」という。）に要求する仕様について定めるものである。

本仕様書に記載された要求事項は、原則として全て実現すべきものであるが、受託者が代替案を提示し委託者がこれを了承した場合は、要件を満たしたものとする。

また、本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務を遂行する上で効果的と考えられる事項については積極的に提案すること。

2. 業務の概要

(1) 基本的事項

- ① 水道情報活用システムを活用した水道料金システム（以下「料金システム」という。）の整備であり、2019年4月26日付で国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によって公開され、2021年2月25日に開催された委員会により承認を得て、最新版として改訂された標準仕様（改正）（以下、「標準仕様書」）に基づいて開発された水道標準プラットフォーム（以下「水道標準プラットフォーム」という。）を利用したシステムを構築し、現行システムからのデータ移行、並びにそれに付随する業務とシステム稼働後の保守等の業務を実施するものである。
- ② 受託者は、システムの機能が十分に発揮できるように本仕様書その他の関係書類に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。
- ③ 受託者は、業務の実施にあたり、本市条例、規則、関連する各種法令等を遵守しなければならない。
- ④ 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、委託者が提出を求めた場合は、すみやかに提出しなければならない。なお、提出書類については、以下を想定しているが、落札後、委託者と協議の上決定するものとする。

ア. 議事録

イ. 本業務において、設置、接続した機器の概要書、図面、ネットワーク概念図等

- ⑤ 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務を実施するうえで当然必要な業務等は良識のある判断に基づいて行わなければならない。

(2) 契約方法

- ① 最優先交渉権者と企画提案書等を基に事前協議を行い、企画提案上限額の範囲内で本業務委託契約を締結する。
- ② 最優先交渉権者との事前協議において合意に至らなかった場合は、次点の交渉権者と協議のうえ契約予定者を選定する。
- ③ 契約範囲については、受託者契約範囲と「水道標準プラットフォーム」を提供する事業

者（以下「水道標準プラットフォーム事業者」という）契約範囲を想定しており、以下の内容での契約を前提とする。

ア. 受託者契約範囲

システム構築業務（「水道標準プラットフォーム」の初期構築含む）ならびにアプリケーション提供業務（「水道標準プラットフォーム」から提供されるIT基盤提供サービス含む）、システム保守業務における構築費及び月額利用費用については、委託者と受託者との間での契約とする。

イ. 水道標準プラットフォーム事業者契約範囲

「水道標準プラットフォーム」から提供されるプラットフォーム基本サービス、データ流通・蓄積サービス、ネットワークサービス（委託者使用回線）の月額利用費用については、委託者と水道標準プラットフォーム事業者での契約とする。

(3) 「水道標準プラットフォーム」が提供するサービス内容について

①プラットフォーム基本サービスとは

事業者向け機能として、アプリケーションアクセス、問い合わせ対応、システムリソース維持・確認、連絡体制表管理、ファイル共有、ファイル送信、掲示板、CSV提供・投入、通信暗号化、ユーザー管理サービス、アプリケーション管理サービス、ゲートウェイ・ネットワーク監視サービス等を提供する。

②データ流通・蓄積サービスとは

標準インターフェイス（監視用、制御用、その他システム用）、データ蓄積サービス、ファイル蓄積サービス、標準汎用インターフェイスサービス等を提供する。

③IT基盤提供サービスとは

仮想サーバ、サーバディスク、商用OS、商用パッケージ、サーバイメージバックアップ、ウイルス対策ソフトウェア、サーバ監視サービス等を提供する。

④ネットワークサービスとは

固定回線、モバイル回線、事業者指定ネットワーク受け入れサービス等を提供する。

(4) 計画準備

① 受託者は、契約締結後速やかに委託者と協議を行い、システム構築に関するプロジェクト計画書を作成すること。また、構築期間内はプロジェクト計画書に従いタスク管理、リスク管理等を行うこと。

② 受託者は、作業工程に変更が生じた場合は速やかに変更工程表を提出し、委託者からその承認を得なければならない。

③ 受託者は、おおむね月1回以上の頻度で報告会を開催し、業務の進捗状況や課題などを委託者に報告すること。ただし、委託者が認めた場合は報告書の提出をもって報告会に代えることができる。また、その他必要に応じて随時会議を開催して委託者と情報共有及び課題検討を行うこと。なお、委託者側の職員が参加する会議については、原則として綾部市水道庁舎内で行うものとするが、オンライン会議方式を適宜取り入れての開催も可能とする。

(5) 業務従事者等

① 受託者は、本事業と同規模以上のプロジェクトを管理した経験を持つ人員をプロジェ

クト責任者として配置すること。また、本業務を計画どおりに遂行するために必要な人員配置を行うこと。

② プロジェクト発足以降に人員を変更する場合は、委託者の了承を得るとともに、変更後の人員が前任者と同等以上の能力・経験を有することを担保すること。

(6) 一括再委託等の禁止

本業務を一括して再委託等することは禁止する。ただし、委託者に申し入れを行い承認された場合はこの限りではない。

(7) 契約不適合

成果品の引渡し後に本仕様書記載事項との契約不適合が発覚した場合は、受託者は直ちに是正措置を行わなければならない。これに対し、受託者が是正措置を行えない場合には、委託者は損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができる。なお、是正措置に係る費用等の一切は受託者の負担とする。

(8) 個人情報の保護

① 受託者は、綾部市個人情報保護条例、その他個人情報の保護に関する諸法令を遵守すること。また、本業務に従事する者に対して上記諸法令等に係る研修を実施し、正しい知識を持って本業務を遂行すること。

② 受託者は、業務上知り得た個人情報を一切漏らしてはならない。また、本業務の履行期間満了後も同様とする。

③ その他必要に応じて委託者と協議を行い個人情報の適正管理のために必要な措置を講じるものとする。

3. 事業期間

(1) 構築期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

※運用予定期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日

4. ハードウェアの仕様

(1) 基本構成

各機器の仕様については、以下の数量・要求仕様を満たした上で、信頼性・安定性・拡張性等を十分確保できる構成を提案すること。

機器名	数量	数量要求仕様
サーバ	—	(1)水道標準プラットフォーム事業者が提供するIT基盤提供サービスを活用した構成であること。 (2)自動バックアップ機能を有すること。 (3)最低10年間のデータを保存できる容量を有すること。ただし、未収金データについて

		<p>は永年保存とする。</p> <p>(4)運用期間中の業務機能追加や処理負担の増大およびデータ量の追加が発生した場合に、サーバスペックの増強などの対応がおこなえること。</p> <p>(5)利用回線については水道標準プラットフォーム事業者が定めるメニューから必要となる指定回線（閉域網）を選択すること。</p> <p>(6)バックアップについては受託者の負担とし、「水道標準プラットフォーム」上で構築すること。</p> <p>(7)その他受託者が必要とするもの。</p>
クライアント端末	16 台	<p>(1)端末については、デスクトップ型端末機を2台以上（上水道課、下水道課各1台以上）とすること。</p> <p>(2)デスクトップ型端末については23インチ以上のディスプレイとすること。</p> <p>(3)OSはWindows10 Pro とすること</p> <p>(4)Microsoft Office 2019 Personal をプレイインストールすること。</p> <p>(5)将来に十分な余裕をもって稼働できる性能等を有すること。</p> <p>(6)その他受託者が必要とするもの。</p>
ハンディターミナル 又は、それに代わるデバイス	13 台	<p>(1)本体メモリと外部メモリでデータの二重化ができること。</p> <p>(2)セキュリティ対策が取られていること。</p> <p>(3)プリンター一体型又は分離型であること。</p> <p>(4)予備バッテリーを各1本用意すること。</p> <p>(5)本体充電器を本体台数分用意すること。</p> <p>(6)高い耐衝撃性能および耐環境性能を有すること。</p>
高速モノクロレーザープリンタ	2 台	<p>(1)最大A3サイズまで対応できること。</p>
バーコード読み取り装置	2 台	<p>(1)GS1-128の読み取りが可能なこと。</p> <p>(2)クライアント端末とはUSB接続ができること。</p>
シーラー圧着機	1 台	<p>(1)給紙容量三つ折り圧着葉書 300 枚以上</p> <p>(2)3つ折り封書を高速時 4,300 通/時程度</p>

		で圧着できること。
--	--	-----------

(2) 設置場所

設置場所	設置機器	数量
水道庁舎（上水道課）	クライアント端末 デスクトップ型端末機 ノート型端末機	12台 1台以上 上記以外
	高速モノクロレーザープリンタ	1台
	シーラー圧着機	1台
	バーコード読取装置	2台
	検針用端末等	13台
	本庁舎下水道課	クライアント端末 デスクトップ型端末 ノート型端末
高速モノクロレーザープリンタ		1台

5. ソフトウェアの仕様

(1) 基本事項

本事業の対象となるシステム（ソフトウェア）の基本構成については、原則として以下のとおりとする。ただし、受託者が提案し、委託者がシステム運用に支障がないと認めた場合は、一部の機能を独立したサブシステムとして設計することができる。

名称	機能一覧
水道料金システム	異動機能、検索・照会機能、受付機能、検針機能、調定・請求機能、収納機能、延滞金機能、滞納整理機能、メーター管理機能、業務統計機能

(2) ソフトウェア仕様

水道事業体向け料金システムパッケージ製品を利用し、これに本仕様を満たすための機能追加・変更等を行うこと。機能については別紙システム機能要求書のとおりとし、必要に応じて委託者側職員にヒアリング等を行い、認識の齟齬がないように努めること。また、受託者は、「水道標準プラットフォーム」内にシステムを構築してアプリケーションから機能を提供し、且つ「水道標準プラットフォーム」各種サービス・機能を活用して構築・運用・保守すること。

(3) 各システムの使用ライセンス数

各システムの使用ライセンス数は以下のとおりとする。

名称	数量
水道料金システム	16式
検針システム	13式

(4) 「水道標準プラットフォーム」に関する各種手続き

受託者は、委託者が「水道標準プラットフォーム」を利用開始するために必要な下記の手

続きについて、水道標準プラットフォーム事業者と連携し実施すること。

① 水道標準プラットフォーム利用申請

「水道標準プラットフォーム」の利用開始にあたり、利用申請書に必要な情報を記入し、利用申請を実施すること。

② アプリケーションサーバ構築

「水道標準プラットフォーム」のIT基盤提供サービスを利用するにあたり、環境構築申請書に必要な情報を記入し、「水道標準プラットフォーム」から払い出されるサーバをもとに環境構築を実施すること。

③ アプリケーション情報登録申請

「水道標準プラットフォーム」上に構築するアプリケーション情報を「水道標準プラットフォーム」に登録するために、アプリケーション登録申請書に必要な情報を記入し、利用申請を実施すること。

④ 初期情報設定

「水道標準プラットフォーム」上のプラットフォーム基本サービス及びデータ流通・蓄積サービスを実現するために、初期情報設定シートに必要な情報を記入し、「水道標準プラットフォーム」と連携して登録作業を実施すること

⑤ 動作監視設定

「水道標準プラットフォーム」等においてアプリケーションの状態を監視するために、「水道標準プラットフォーム」上でアプリケーションを構築するにあたり、事前に水道標準プラットフォーム事業者と動作監視の内容について協議し決定することとし、決定した内容については、動作監視設定シートに必要な情報として記入すること。また、「水道標準プラットフォーム」での表示内容やメールでの通知内容、通知先、障害対応時のフローについて検討すること。

6. ネットワーク

- (1) 接続回線は水道標準プラットフォーム事業者が定めるメニューから必要となる指定回線（閉域網）を選択して提案すること。
- (2) 接続回線の引き込みは綾部市本庁舎及び水道庁舎の2か所とする。

7. バックアップ

- (1) バックアップについては受託者の負担とし、「水道標準プラットフォーム」上で構築すること。

8. 外部データ連携

- (1) 口座振替依頼データおよび振替結果については別途委託者にて用意する伝送用端末を利用すること。
- (2) コンビニ収納結果データについては別途委託者にて用意する伝送用端末を利用すること。

9. システム構築

- (1) 受託者は、システム構築、データ移行に関する各種協議録を作成し、協議後1週間以内に提出すること。
- (2) 作業は他の自治体において豊富な構築経験があり、本業務に精通した者により行われること。
- (3) 現行システム事業者との調整事項が生じた場合は、委託者を介して対応すること。
- (4) 受託者は、委託者の指定する金融機関と口座振替データ及び納入通知書のバーコード読取データによる読み取りテストを調整・実施し、十分な検証を行うこと。
- (5) 受託者は、委託者が実施しているコンビニ収納委託業者（スマホ収納含む）とバーコード読み取りテスト及び収納データの受信テストを調整・実施し、十分な検証を行うこと。

10. データ移行

- (1) 受託者は、現行システムから抽出したデータを新システムに移行すること。移行にあたっては、正確かつ効率的に作業が進められる方法、手順で実施すること。
- (2) 受託者は、新システムへのデータ移行について、データ移行の確認作業や確認方法を含め、データ移行の漏れや変換誤り等の検証及び新システムでの動作検証を実施すること。
- (3) 現行システムからのデータ抽出作業は既存ベンダーが行うこととし、その費用は委託者が別途負担するため、データ抽出に係る経費は本プロポーザルの見積りに含めないこと。なお、データ変換や取り込みなど移行に関する費用は見積りに含める。
- (4) 提供データについては、水栓情報、お客さま情報、調定情報、収納情報、滞納整理の交渉記録、異動履歴、各種コード情報など、現行システムで保有する全データを既存ベンダー指定のレイアウト（CSV形式）で提供する。
- (5) 原則として、抽出した現行システムのデータは全て新システムに移行するものとする。ただし、委託者が不要と認めたものについてはこの限りではない。
- (6) 現行システムデータの提供回数は、データ分析用、テスト用、本番用の計3回を予定しているが、詳細は協議で決定する。
- (7) 提供データ形式はCSV形式（文字コードはシフトJIS、項目区切り文字は「,」、数字項目以外は「”」で囲み）とする。
- (8) 提供データと合わせて、ファイル設計書、コード一覧表、外字ファイルも提供する。
- (9) データ移行関連の質問がある場合は、委託者へメールで確認すること。委託者から既存ベンダーへ確認し、結果を委託者からメールで回答する。
- (10) 移行データについては、実行時点の全レコード抽出となり、前回実行データとの差分抽出の提供は行わない。

11. 研修・マニュアル整備

- (1) 職員等によるシステム操作に支障が生じないように、受託者は委託者と協議の上で研修

計画を作成し、研修（操作説明会）を実施すること。

- (2) 研修については、資料等を使用した机上研修だけでなく、研修用端末を使用した操作研修も行うこと。
- (3) 研修会場は原則として綾部市水道庁舎内で行うこととする。
- (4) 研修資料、研修用端末その他研修に必要な機材は受託者が準備すること。
- (5) 受託者は、システム管理者向けマニュアルを2部以上、各システム利用者向けマニュアルをそれぞれ4部以上提供すること。また、運用開始後のシステム改修やバージョンアップ等があつた場合は、速やかに各マニュアルの更新を行うこと。

1 2. 保守・運用業務

(1) システムの保守期間

システムの保守期間は、システムの本稼動から60か月とする。なお、ハードウェアのサポートパック期間と保守期間が合致しない場合は、サポートパックが適用されない期間については、受託者の負担において同等の保守を行うこと。

(2) 保守・運用体制

システム稼動開始前に、受託者側の保守・運用体制（対応窓口、連絡先、担当者など）について委託者に報告すること。

なお、対応窓口の開設時間は平日午前8時30分～午後5時15分とする。

(3) 運用業務

① 問合せ等対応

受託者は、委託者側職員からのシステム運用・操作に関する問合せ等に対応すること。また、システム稼動開始直後や年度更新時期は問合せ件数が増加することが見込められるため、十分な体制を整備すること。

② データ修正等への対応

受託者は、委託者の誤入力、変則的な事例等に関するデータ修正に対応すること。

(4) 保守業務

① 基本事項

ア. 受託者は故障発生時、速やかに障害の切り分けを行い、「水道標準プラットフォーム」側の不具合の対応については、水道標準プラットフォーム事業者と連携して対応すること。

イ. 受託者は、保守を適切に実施できる体制を構築し、「水道標準プラットフォーム」上で保守体制連絡表を登録設定すること。また、連絡体制表の担当者、連絡先が変更になった場合は速やかに変更を行うこと。

ウ. 障害発生時の対応は、即日復旧を原則とすること。ただし、委託者と受託者にて協議のうえ後日対応とした場合はこの限りではない。

② 「水道標準プラットフォーム」上での保守

ア. 受託者は、原則として24時間365日（最小限の計画停止、定期保守、「水道標準プラットフォーム」に起因する停止を除く）のサービス提供を行うこと。ま

た、問い合わせについては、「水道標準プラットフォーム」の問合せ機能またはメールで、24時間365日受付可能なこと。(ただし、障害対応の一時窓口は受託者にて実施し、障害の切り分けを行うものとする。)

- イ. 受託者は、「水道標準プラットフォーム」の機能を活用し、システムの異常時には速やかに委託者に通知すること。
- ウ. 受託者は、システムダウンまたは機能制限を生じる計画停止、定期保守を行う場合は、事前に通知すること。
- エ. 受託者は、システムが常に正常に機能するよう保守管理を実施すること。また、システムのソフトウェアは、常に最新バージョンで提供すること。
- オ. 「水道標準プラットフォーム」利用における受託者及び水道標準プラットフォーム事業者の運用・保守責任範囲は、以下のとおりとする。

◎受託者の運用・保守責任範囲について

- ・「水道標準プラットフォーム」のIT基盤提供サービスにおける運用・保守責任範囲については、「水道標準プラットフォーム」内の事業者テナント、ベンダーテナントの利用に関わらず、「水道標準プラットフォーム」のIT基盤提供サービスで提供される仮想サーバ(OS)・ミドルウェア・アプリケーションを受託者の運用・保守責任範囲とする。

◎水道標準プラットフォーム事業者の運用・保守責任範囲について

- ・「水道標準プラットフォーム」のプラットフォーム基本サービスにおける運用・保守責任範囲について、「水道標準プラットフォーム」上で提供されるハードウェア、仮想化基盤、仮想サーバ(OS)、ミドルウェアまでを水道標準プラットフォーム事業者の運用・保守責任範囲とする。
- ・「水道標準プラットフォーム」のIT基盤提供サービスにおける運用・保守責任範囲について、「水道標準プラットフォーム」上で提供されるハードウェア、仮想化基盤までを水道標準プラットフォーム事業者の運用・保守責任範囲とする。
- ・「水道標準プラットフォーム」の運用・保守責任の詳細については、水道標準プラットフォーム事業者のHP等に公開されているサービス利用約款及び、以下サービス仕様書によるものとする。

<サービス仕様書>

- 水道標準プラットフォームサービス共通仕様書
- 水道標準プラットフォーム基本サービス仕様書
- 水道標準プラットフォームIT基盤提供サービス仕様書
- 水道標準プラットフォーム閉域網サービス仕様書

③ ソフトウェア保守

- ア. 受託者は、システムの不具合への対応をすること。
- イ. 受託者は、機器の故障による料金システムデータ破損等、委託者では対応できない場合の料金システムデータの復旧を行うこと。
- ウ. 受託者は、システムの修正プログラム適用やバージョンアップへの対応をすること。

こと。

- エ. 受託者は、料金単価改定や消費税改定、組織名称変更などの軽微な改修は保守サポートにて対応すること。
- オ. 受託者は、その他法令等の改正への対応をすること。ただし、システムへの影響範囲に応じて有償／無償の判断は別途協議により行う。
- カ. 受託者は、システムに関係するソフトウェアのメーカーから、修正プログラムが公開された場合は、必要性及び影響を調査し、委託者へ報告すること。また、修正プログラムの適用は、委託者と協議した上で行うこと。

④ ハードウェア保守

- ア. 受託者は、故障発生時には原則オンサイト保守を実施すること。ただし、オンサイト保守のサービスメニューのない機器については、センドバック保守でも可とする。
- イ. 受託者は、修理が完了した機器については、必要な稼働環境の構築を行うこと。
- ウ. 受託者は、機器の操作支援を行うこと。
- エ. 受託者は、稼働状況の確認や定期交換部品の交換等の定期保守を行うこと。
- オ. 受託者は、ハードウェアメーカーから、修正プログラムが公開された場合は、必要性及び影響を調査し、委託者へ報告すること。また、修正プログラムの適用は、委託者と協議した上で行うこと。

1 3. 次回更新時サポート業務

(1) 資料提供、助言等

当初運用予定期間終了後（令和9年度以降）におけるシステム運用・調達方針を検討するために必要なサポートを行うこと。なお、この検討は令和7年度以降に行うことを想定している。具体的には以下の項目について資料提供・助言等を行うこと。

- ①ハードウェア及びソフトウェア継続使用の可否
- ②ハードウェア更新を伴うソフトウェア継続使用の可否

(2) システム引継ぎに関する事項

システム使用期間の終了時、システムの引き継ぎに伴ってデータ移行が発生する場合、「水道標準プラットフォーム」上のアプリケーションで保有するデータについて、受託者は「標準仕様書」で定められた方式にて「水道標準プラットフォーム」上のファイル蓄積にCSV形式でデータを出力すること。また、「水道標準プラットフォーム」内のマスターにデータ登録を行い、委託者に誠意を持って協力するものとする。

1 4. 参考情報

本市の事業規模及び各システムに関する情報については以下のとおりである。

なお、事業規模の各項目については原則として令和元年度の数値を記載している。

また、システム管理者・利用者人数は単年度における利用者数の目安であり、システムに登録できる利用者数の上限を示すものではない。

(1) 事業規模

項目		内容
水道事業	給水人口	31,239人
	給水戸数	15,339戸
下水道事業	水洗化人口	24,695人
	水洗化戸数	10,973戸

※令和元年度決算に基づく

(2) 水道料金システム関係

項目	内容
年間検針件数	約95,600件
年間水道料金調定件数	約91,500件
年間下水道使用料調定件数	約65,500件
年間閉栓件数	約1,200件
検針・請求サイクル	隔月検針・隔月請求(奇数月検針・偶数月請 検針の地区あり)
水道料金体系	口径別・従量制
下水道使用料体系	従量制
督促手数料	有
延滞金	下水道使用料のみ有
メーター使用料	無
閉栓手数料	有
納付証明書発行手数料	有
メーター弁償金	無
コンビニエンスストア収納	有
クレジットカード収納	無
システム管理者	2人(上水道課1名、下水道課1名)
システム使用者	19人(上水道課13名(委託業者従業員を 含む)、下水道課6名)

綾部市水道料金システム整備事業業務委託
受託者選定評価基準

令和3年6月

京都府綾部市

綾部市水道料金システム整備事業業務委託
受託者選定評価基準

綾部市水道料金システム整備事業業務受託者選定評価基準（以下「選定評価基準」という。）は、最優秀提案事業者（委託事業者決定のための優先交渉権者）を選定するにあたり、客観的に評価するための基準として示すものである。

1. 評価基準

企画提案書評価、機能要件確認書評価、見積額評価の合計得点で選定する。項目ごとの配点は、別表「綾部市水道料金システム整備事業業務受託者選定評価基準表」のとおり。

2. 審査の方法

(1) 企画提案書評価項目における得点化方法（700点満点）

項目ごとに、次に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与し、得点の合計点を評価点とする。

評価.	評価の判定	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.75
C	普通	配点×0.5
D	やや不十分	配点×0.25
E	不十分	配点×0.0

(2) 機能要件確認書における得点化方法（670点満点）

機能仕様書の回答区分により、次に示す得点を付与し、得点の総合計を670点満点で補正した点数を評価点とする。小数点以下の端数については、四捨五入する。

回答区分	評価の判定	得点化方法
A	標準パッケージで対応可能	2点
B	オプションで対応可能	
C	カスタマイズで対応可能	1点
D	標準パッケージで対応不可だが 代替案を提示可能	
E	対応不可	0点

(3) 見積額評価における得点化方法（130点満点）

提案見積金額に関する事項については、次の内容で得点化する。

提案見積金額が、委託業務内容に適合した履行がされない恐れがあるなど低額な場合、応募者に対し見積内容のヒアリング等を行うことがある。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{配点（130点）} \times \text{最低見積額}}{\text{当該見積額}}$$

（小数点以下の端数については、四捨五入する。）

別表

綾部市上下水道料金システム整備事業業務
受託者選定評価基準表（企画提案書記載事項）

評価項目		評価内容		配点
企画提案書	会社概要	経営状況	会社の規模、財務、経営状況を確認し、将来にわたり安定して業務を行える経営基盤を有しているか。	75
		公的認証の取得状況	プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム等の公的な認証を受けているか	
		導入実績	上下水道料金システムの開発・導入実績が複数あるか	
	他社システムからのデータ移行実績があるか			
	提案システムの概要及び特長	提案システムの概要	機能構成がわかりやすく記載されているか	100
			カスタマイズの回避を期待できるシステムか	
ユーザの要望への対応など、導入後の更なる機能強化を期待できるシステムか				
提案システムの特徴		多様化する住民のニーズに対応できるシステムか		
		職員の負担軽減に繋がる機能を有しているか		
		作業の効率化・利便性向上が図れるシステムか		
		入力ミスや入力漏れを防止するための機能を有しているか		
	オンラインヘルプ機能を装備しているか			
	豊富な抽出条件によるEUC機能を備えているか			
ハードウェア構成	ハードウェア構成	ハードウェア構成や選定理由が明記されているか	50	
	導入ハードウェアの特長	ハードウェアの構成やスペックは実運用を配慮しているか		

システム構築体制	システム構築体制の考え方	プロジェクトに対する考え方が明記されており、任せられる内容か	100
	システム構築体制・メンバー構成	プロジェクト責任者・マネージャなど、体制が確立されているか	
		水道料金システムの構築経験・ノウハウを有する技術者が対応するか	
構築スケジュール	構築スケジュール策定のポイント	スケジュールの考え方が明記されており、任せられる内容か	50
	構築スケジュール表	スケジュールは要求した本番稼働日が守られおり、稼働までに必要となる作業が稼働スケジュールに反映されているか	
データ移行	データ移行の考え方	データ移行の考え方が明記されており、任せられる内容か	50
	データ移行の方法	移行回数・方法など、安心して任せられる内容か	
	移行しないデータ	移行しないデータの考え方、対応方法の記載があるか	
保守管理体制	保守管理体制の考え方	保守管理体制の考え方が明記されており、任せられる内容か	100
	保守管理体制・メンバー構成	保守管理体制図が明記されており、サポート範囲と保守方法が明確になっているか	
		ヘルプデスクにおけるサポート体制及び内容が明確になっているか	
緊急時対応の考え方	迅速・的確な対応手順、体制が確立されているか		
セキュリティ対策	セキュリティ対策の考え方	セキュリティ対策の考え方が明記されており、任せられる内容か	50
	システムにおけるセキュリティ対策	アクセス権限について明記されているか	
		システム・端末操作ログについて記載されているか	
		ウイルス対策について記載されているか	
人的セキュリティ対策	企業としてのセキュリティ管理の取り組みが十分になされているか		
		人的なセキュリティ対策の方法が明記さ	

			れているか	
操作研修	操作研修の 考え方	操作研修の 内容	操作研修の考え方が明記されており、任せられる内容か	75
			操作研修の方法（対象、内容、環境等）が具体的に示されているか	
			配慮の行き届いた研修メニューが用意されているか	
			マニュアルの整備など、職員の復習や人事異動時に有効な内容が示されているか	
その他追加提案・将来提案事項			その他本市にとって有益な提案や将来構想が記載されているか	50
機能要件確認書				670
見積額				130
合計点数				1500

様式第 1 - 1 号

令和 年 月 日

公募型プロポーザル参加申込書

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

綾部市上水道課が発注する下記業務に係る公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて参加申込書を提出します。

なお、添付の関係書類の記載事項については真実と相違ないことを誓約いたします。

記

1. 業務委託名

綾部市水道料金システム整備事業業務委託

2. 添付資料

参加資格審査確認書

3. 連絡先

(1) 住所	〒
(2) 担当者所属	
(3) 担当者職氏名	
(4) 電話番号	
(5) F A X 番号	
(6) Eメールアドレス	

様式第 1 - 2 号

参加申込者資格審査確認書

① 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者への該当の有無	有	・	無
② 会社更生法又は民事再生法に基づく手続開始の申立ての有無	有	・	無
③ 法人税、市町村民税、消費税及び地方消費税の滞納の有無	有	・	無
④ IS09001（品質管理）に関する資格と取得年月日	（ 年 月 日）		
⑤ IS027001（情報管理）に関する資格と取得年月日	（ 年 月 日）		
⑥ JISQ15001（個人情報マネジメントシステム）に関する資格と取得年月日	（ 年 月 日）		
⑦ 水道料金システムの主な導入実績			
業務名			
発注機関		履行期間	

注) ④、⑤、⑥は証明書の写しを添付すること。

⑦は契約書等の写しを添付すること。

様式第2号

3 綾上水第 号
令和 年 月 日

参加資格審査結果通知書

商号又は名称
代表者氏名 様

綾部市長 山 崎 善 也 ㊟

参加申込のありました公募型プロポーザルの参加資格について、下記のとおり審査結果を通知いたします。

記

1. 業務委託名
綾部市水道料金システム整備事業業務委託
2. 参加資格の有無
資格あり・資格なし
3. 参加者番号
〇〇

この通知書は、今後の公募型プロポーザル審査手続きにおいて重要なものですので、大切に保管してください。（再発行はいたしません。）

応募資格の無の理由

--

様式第3号

3 綾上水第 号
令和 年 月 日

企画提案要請書

商号又は名称
代表者氏名 様

綾部市長 山 崎 善 也 ㊟

先に資格審査結果を通知したところですが、提案審査の評価対象である「企画提案書」一式を下記のとおり作成、提出してください。

記

1. 業務委託名
綾部市水道料金システム整備事業業務委託
2. 作成様式・提出様式
「綾部市水道料金システム整備事業業務委託受託者選定に係るプロポーザル実施要領」を参照すること。
3. 作成参考資料
綾部市水道料金システム整備事業業務委託基本仕様書及び機能仕様書

様式第 4 号

令和 年 月 日

質 問 書

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号 又は 名称
代 表 職 氏 名

印

記

No.	資料名・ページ番号・質問項目	質問内容

※記入欄が不足する場合は、適宜様式を追加して記入のこと。

様式第5－1号

企画提案書提出書及び誓約書

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

商号又は名称

代表職氏名

印

綾部市上水道課が発注する下記業務に係る公募型プロポーザル方式における企画提案書を提出いたしますので、審査いただきますようお願いいたします。

また、本プロポーザルに対する提出書類一式は、プロポーザル実施要領及び業務仕様書に示された条件や水準を満たすもの、又はそれ以上の提案であることを誓約いたします。

記

1. 業務委託名
綾部市水道料金システム整備事業業務委託
2. 添付企画提案書
企画提案書（任意様式）
機能要件確認書（様式第5－2号）
見積書（任意様式）

様式第5-2号 別紙 システム機能要件確認書

- 以下の必須項目の欄の○印の要件は回答欄の区分でD、Eの回答はできません。
- 回答欄の区分は次の分類で記入してください。
A：標準、B：オプション、C：カスタマイズ対応、D：代替機能で対応、E：非対応
 ※回答がBまたはCとなった場合は、費用を金額欄に、内容を備考欄に記入してください。

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額(千円)
1	基本仕様	納入実績	利用するパッケージソフトは、給水人口3万人以上の事業者への納入実績を有すること。	○			
2		システム形態	ブラウザにて動作するWeb型のシステムであること。	○			
3		対応プラットフォーム	サーバOSはWindows Server系OSまたは、Linux系OSの動作が保証されていること。	○			
4			クライアントOSはWindows 10 に対応していること。	○			
5			ブラウザはGoogleChrome、MicrosoftEdge、Safari、Internet Explorer 11 (IE11)のほかFirefoxなどが利用可能であり、利用するブラウザが限定されないこと。	○			
6	水道料金システム	システム全般	水道料金システムについては、文字コードとしてUnicodeが利用できること。	○			
7			郵送物には全てカスタマバーコードが印字できること。	○			
8			現行システムのお客様番号および桁割をそのまま引き継ぎできること。	○			
9			施設に関する番号と、個人に関する番号を別に管理でき、複数施設の利用がある使用者の場合は全ての施設に同一の個人番号を設定して管理できること。また、店舗や自宅、夫婦などで個人番号が異なっている場合でも、同一使用者と判明した場合は、異なった個人番号のまま、同一使用者として名寄番号にて関連づけを行い管理できること。	○			
10		事業	上水道、簡易水道等や公共下水道、農業集落排水等、水道事業および下水道事業の複数事業について、一体のシステムで管理できること。また、調定・収納に関する各種集計表も事業別に出力することができること。	○			
11			下水道のみの使用者も管理できること。	○			
12			広域化、市町村合併に対応していること。市町村(地区)単位および営業所単位での料金単価表の設定や各種統計処理などができること。	○			
13			納入情報については、上下水道で同一または上下水道で別の両方に対応できること。	○			
14		マニュアル	印刷物および電子媒体にて提供すること。	○			
15		セキュリティ	システムの利用者ごとにユーザーID、パスワードを設定してシステムにログインできること。	○			
16				ログイン画面のユーザーID入力欄について、ブラウザの設定内容に関わらず、前回ログインユーザーIDの初期表示有無が指定できること。	○		
17				ユーザーIDに対するパスワードについて以下の設定ができること。 ・利用開始日および有効期限 ・有効期限終了の通知期間 ・初回ログイン時の変更要否 ・最小文字数指定 ・英数字混在指定	○		
18				システム利用者のパスワードについては、システムログイン後に利用者による変更が容易にできること。	○		
19				システムログインの成功、失敗の履歴が管理できること。	○		
20			システム利用者権限によって表示メニューを絞り込み表示すること。また、メニュー名称および配置については、プログラムを変更することなく設定できること。	○			
21			更新権限・照会のみ権限を分けた利用者管理ができること。	○			
22			照会、更新、印刷、データ出力など、利用者の操作ログが管理できること。操作ログについては、画面からの照会のほか、CSVにより外部に出力することができること。	○			
23	データの保存		システムで登録したデータおよびプログラムはクライアント端末に保存せず、サーバ機に全て集約すること。	○			
24				調定、収納データを過去10年以上保存でき、随時参照と異動(欠損等)ができること。	○		
25	画面構成	操作画面が初心者にとっても見やすくわかりやすいものであり、かつ画面展開等を極力少なくすること。(参照したい内容について2画面以内の展開で確認できること)	○				
26			1度のログインでオンライン処理、バッチ処置など全ての処理が実行できること。	○			
27			タブブラウジングに対応し、システムを複数起動しなくとも、一つのタブ画面では統計表出力処理を行い、もう一つのタブ画面では窓口業務を行うといった同時処理ができること。	○			

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額(千円)
28			処理メニューについて、一部の画面を除き、どの画面を表示していてもメニューの表示と処理の起動ができること。この場合、呼び出し元画面が閉じられることなく、新たな処理画面が起動できること。	○			
29			処理メニューについて、利用者が任意に利用頻度の高い処理をマイメニューとして集約して利用することができること。マイメニューの登録はドラッグアンドドロップにて簡単にできること。このマイメニューはユーザー単位に保持され、端末が変わってもログインユーザーにより引き継ぎできること。	○			
30			利用するディスプレイのサイズや解像度に応じて、料金システムの画面サイズが自動で調整できること。ワイド画面のディスプレイを利用した場合は、横スクロールや画面切り替えを行わずに確認できる情報量が自動で多くなること。	○			
31			入力項目について、必須項目と省略可能項目が視覚的に判別可能であること。必須項目が未入力の場合は画面に警告を表示して、更新や処理の実行ができないこと。	○			
32		操作性	日付の入力はカレンダーからの選択入力とキーボードによる直接入力の両方ができること。また、キーボードによる直接入力の場合は以下の自動入力ができること。この場合、年末年始を考慮して、一定のルールにもとづき前年、当年の元号、年、月を適切に自動で設定すること。 ・日のみ入力：システム日付から、年号、年、月を自動で設定すること。 ・月日みの入力：システム日付から年号、年を自動で設定すること。 ・年月日を入力：年の値から年号を自動で設定すること。	○			
33			水栓番号、個人コード、住所コード、金融機関コードなど、各コードを画面に入力する際、検索結果画面に表示された候補一覧から該当を選択することができること。	○			
34			住所コード等の検索には、専用の検索画面により検索できること。検索条件として、カナ順、コード順、カナ検索の指定ができること。カナ検索に関しては、部分一致による検索もできること。	○			
35			住所コード、金融機関コード、検針区コードなど、各種コードを直接入力する際は、入力する度に該当となる候補のリスト（コードおよび名称）が絞り込み表示され、選択する機能（サジェスト機能）があること。	○			
36		帳票印刷	プレビュー機能により、帳票の内容および印刷量が画面で確認でき、必要なページのみを出力することができること。	○			
37			全ての帳票はPDFファイルによる出力とCSVデータの出力ができること。	○			
38			帳票について、プレビュー表示の状態、文字列の検索ができること。	○			
39			帳票出力の際に、出力先プリンタや用紙サイズ、用紙セットを容易に変更できること。	○			
40			帳票出力の際に、指定した帳票（再発行納付書などの指定用紙）については、出力先プリンタおよび給紙セットをあらかじめシステムに登録することにより、印刷の都度出力先プリンタや給紙セット等の選択を行わなくても帳票の印刷ができること。	○			
41			受付票や納付書など、委託者の指定する帳票については、プレビュー表示や出力先プリンタ選択画面の表示を行わずに、端末ごとあらかじめ指定したプリンタおよび給紙セットからの直接印刷にも対応していること。	○			
42			電子公印に対応しており、帳票により使用する公印が異なる場合でも対応できること。	○			
43		バッチ処理	統計表出力、調定計算処理等のバッチ処理について、全て通常業務時間内に実行できること。	○			
44			高負荷のバッチ処理実行時でも、速度低下などでオンライン処理に支障がないこと。	○			
45			データ更新に伴うバッチ処理については、排他制御を適切に行い、データの不整合が起こらないように考慮されていること。また、処理中にオンライン画面から更新を行った端末には、更新できない旨の通知が行われること。	○			
46			処理時間が長いものは、処理実行後に一度画面を閉じて処理が継続して実行できること。また、処理状況の随時参照や中止指示が画面から容易にできること。	○			
47	スケジュール管理		調定日、納付書発行日・納期限、口座引落日等の年間のスケジュールをあらかじめ設定できること。また、検針データ作成等の年間スケジュールを参照する処理にて、該当のスケジュールが未登録の場合、警告メッセージを表示して処理が中断されること。	○			
48			スケジュール管理機能として、納付書の発行日、口座引落日、納期限、お客様の来庁予定件数、滞納者に対する訪問予定件数、開栓受付件数、閉栓受付件数、その他受付（汎用受付）件数などを利用者ごとに管理できるとともに、個人予定や全体予定を自由に登録し、カレンダー上に表示できること。	○			
49			スケジュール分類については、表示色を変えるなど視覚的にわかりやすく表示できること。	○			

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額(千円)
50			カレンダーに表示された業務日程以外の各予定名称を選択することで、その予定の対象者一覧が画面表示できること。一覧表示については、表示項目の見出しをクリックすることで、各項目ごとに昇順および降順に並べ替えができること。	○			
51			開閉栓業務および滞納整理業務等は、当該スケジュールの対象者一覧から対応対象者を選択することにより、直接情報参照・更新画面に遷移できること。	○			
52			開閉栓業務および滞納整理業務等は、処理が完了した段階で、自動的にスケジュール上の未処理件数が減少すること。	○			
53	掲示板	掲示板	掲載期間およびユーザー所属指定で、イベントや注意事項等を掲示板に登録できること。	○			
54			掲載期間を過ぎた掲示内容については、自動で非表示となること。	○			
55			掲示板では、指定された掲載期間の間、お知らせの件名、登録者、登録日時を確認できることとし、掲示板の件名をクリックすることで、詳細を確認できること。	○			
56			掲示板では、掲載期間が重複する複数の掲示内容の登録および表示ができること。	○			
57			システム利用中は一定間隔で掲示板への新規投稿を自動で確認し、新しい投稿があった場合は、画面上にポップアップにて通知されること。また、ポップアップをクリックすることで掲示板の詳細が確認できること。	○			
58	照会業務	お客様検索	以下の検索キーにて検索できること。 お客様番号 使用者カナ氏名、使用者漢字氏名、使用者番号、使用者電話番号 送付先カナ氏名、送付先漢字氏名、送付先番号、送付先電話番号 所有者カナ氏名、所有者漢字氏名、所有者番号、所有者電話番号 管理者カナ氏名、管理者漢字氏名、管理者番号、管理者電話番号 名寄番号、設置場所住所・番地、方書(建物名)、送付先住所・番地・方書(建物名) メーター番号、口径、親子区分、水栓番号、用途、計算用途、行政区、検針地区、検針順序の範囲、金融機関、支店、口座番号、口座カナ名義人、開閉栓状態(複数選択可)、水道事業区分(上水、旧簡水)、下水道種別(公共、集排、浄化槽)、下水道使用状況(無、休止、利用中、廃止)、旧お客様番号(システム移行前の個人番号)、上水台帳番号、下水管理NO.、各種備考文字列	○			
59			カナ氏名、漢字氏名、方書、電話番号、口座カナ名義人においては、部分一致による検索ができること。	○			
60			メーター番号については、先頭一致または部分一致および過去に取り付けされていたメーター番号から検索できること。 また、旧メーター番号からも検索でき、この場合も先頭一致または部分一致で検索できること。	○			
61			各種備考内容からの検索については、入力した文言の部分一致による検索ができること。入力した文言の検索先となる備考欄については、以下の備考種別から選択できること。 ・施設備考、使用者備考、送付先備考、所有者備考、管理者備考、滞納備考	○			
62			検索キーは複合して指定できること。また、水道施設または、下水道施設の開閉栓状況(開栓・休止・給水停止・閉栓・撤去・廃止)の指定(複数選択可)ができること。	○			
63			検索結果一覧から検索画面に戻る場合は、入力した検索条件を保持していること。	○			
64			各種カナ氏名検索については、濁音・半濁音・拗音・促音が混在しても検索ができること。	○			
65			検索結果の件数と該当者を、検索結果一覧画面に表示できること。一覧画面には、台帳番号、設置場所住所、方書、使用者氏名、電話番号、開閉栓区分、下水道の有無、メーター番号、口径、検針順、水栓番号、名寄番号、住民番号、水道契約種別、下水道種別が表示できること。	○			
66			検索結果一覧画面について、表示項目の見出しをクリックすることで、各項目ごとに昇順および降順に並べ替えができること。また、検索結果をCSV出力することができること。	○			
67			照会履歴として、過去に問合せ画面に表示した施設を一覧に表示できること。件数の上限を200件程度とし、この一覧から対象者を選択することで窓口業務画面が展開できること。	○			
68			過去の使用者情報(氏名など)からの施設検索ができること。	○			
69			現在使用者・過去使用者の他に、開栓受付入力済みの入居予定者情報からも検索できること。	○			
70			設置場所住所で検索した場合、同施設の使用者全てを検索することができること。この場合、世代も表示することにより、最古および最新使用者が一目でわかること。	○			
71			検索結果一覧から問合せ画面に遷移後、再度検索を行うことなく、直前の検索結果一覧画面に戻れること。	○			

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額 (千円)
72			<p>交渉記録の内容から該当者の検索ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応日の範囲 ・対応者 ・対応内容 ・対応相手 ・対応結果 ・対応予定日の範囲 ・対応予定のスケジュールへの表示有無 ・支払予定額 ・対応予定者 ・対応詳細 (自由入力欄) 	○			
73		要注意表示	<p>対応に注意を要する使用者 (DV保護対象、要注意者など) に対しては、検索結果一覧画面、問合せ画面、異動画面において注意対象者であることが氏名欄の色表示などによりわかる仕組みが組み込まれていること。注意対象者の表示色については、背景色および文字色が注意内容ごとに任意で設定することができ、転居した場合でも転居先に引き継ぐことができること。</p>	○			
74		問合せ画面	<p>施設を特定し情報を表示した際、開栓中・閉栓中、下水道の有無 (井戸でメーター無しなどの情報も) を表示できること。開栓中以外の場合は、状態により色表示を変えることで、視覚的にわかりやすく表現できること。</p>	○			
75			<p>納期到来未納 (滞納分)、納期未到来未納、過納納については、完納の調定月明細とは色表示を変えて容易に区別できること。また、検針結果取込直後でまだ調定確定を迎えていないものは、背景色を変えることにより仮調定であることが判別できること。</p>	○			
76			<p>問合せ画面から以下の情報が確認できること。タブによる表示切替や補助画面等によるポップアップ表示の利用も可とするが、この場合窓口対応などの業務の流れに支障がないよう配慮されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所住所・方書 ・使用者情報 (氏名、カナ氏名、住所、郵便番号、電話番号、備考等) ・使用者電話番号 (代表番号含む全ての電話番号) ・送付先情報 (氏名、カナ氏名、住所、郵便番号) ・開閉栓状態、用途、口径等の施設詳細 ・名寄有無と名寄構成施設数および施設一覧、合計未納明細情報 ・調定情報 (各調定月ごとの料金合計、水道調定水量、水道料金、水道督促等手数料、水道検針区分 (実検針、認定等)、水道更正有無、下水道調定水量、下水道使用料、下水道督促等手数料、下水道検針区分 (実検針、認定等)、下水道更正有無、請求状況 (送付中など)、滞納徴収状況、口座振替予定日、調定備考、使用者名) ・収納情報 (各調定月ごとの収納合計、未納合計、最新領収日、水道収入額、水道未納額、水道更正有無、下水道収入額、下水道未納額、下水道更正有無、過誤納有無、内入有無、入金回数、分納誓約有無、コンビニ入金状態 (速納・確報)、仮消込表示、納入区分、還付、充当有無) ・検針情報 (各調定月ごとの上下水道の検針日、指針、検針水量、調定水量、検針区分 (実検針、認定等)、チェックリスト出力有無、調査票出力有無) ・受付有無情報 (開栓受付・閉栓受付・納入方法変更の予約入力情報) ・開栓・閉栓登録情報 (開栓結果の入力、閉栓結果の入力、納入情報変更の入力) ・異動履歴 (開始、中止、名義変更、メーター交換等) ・分納誓約の有無 (誓約取直し履歴も参照できること) ・対応・交渉記録の有無 ・施設、個人、個人滞納に対する備考有無および内容 ・開栓日、閉栓日、水道用途、水道口径、下水道用途、水道メーター番号、水道検漏 	○			
77			<p>問合せ画面にて照会中の施設について、過去の使用者がある場合、画面にその旨が表示されるとともに、遷移ボタンをクリックすることで、連続して参照することができること。(一旦メニューに戻したり、別個人を選択呼出しすることなく、連続して参照することができること)</p>	○			
78			<p>調定年月ごとの調定・収納・検針情報については、利用者ごとに表示したい項目の選択と表示順の設定が容易にできる機能があること。この機能により、利用者ごとに各情報を参照しやすいように調定・収納・検針情報一覧表示を構成することで業務の効率化が図れること。</p>	○			
79			<p>問合せ画面に表示される調定・収納の明細については、前年同月との対比を容易にするため、13明細の表示ができること。また、表示については、ページ単位とし、下部に総ページ数と現在ページ数が表示され、ページの直接入力により指定したページ表示に即座に切り替わること。</p>	○			
80			<p>同一施設の使用者履歴 (世代) を一覧画面にて確認することができること。また、一覧画面から照会対象者をクリックすることで、問合せ画面に対象者情報を表示できること。</p>	○			
81			<p>過去3年分の年間使用水量について、年度ごとにグラフ表示を行い、使用量増減の推移および年度別対比を視覚的に確認できること。</p>	○			

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額 (千円)
82			電話番号については、代表となる電話番号の連絡先区分、番号、備考が表示できること。 また、補助画面にて、登録されている全ての電話番号を一覧表示にて確認することができ、代表区分を設定した電話番号についてはマーキング等で明示できること。	○			
83			問合せ画面に表示中の施設・使用者の未納口数、未納額合計表示欄から、水道・下水道別の未納口数・金額合計、過誤納口数・金額合計が確認できること。また、同画面にて、領収日の新しいものから収入情報（領収日、収納件数、水道収入額、下水道収入額、合計）の明細が確認できること。	○			
84			問合せ画面からメニューに戻ることなく以下の画面へと遷移して詳細の照会や各種異動処理ができること。 ・ 調定実績画面（該当調定の使用者・送付先、統計情報、検針日時、指針、使用量、備考等） ・ 調定履歴画面（該当調定年月分の当初調定額、手数料、調定更正状況等の確認と更正入力） ・ 収納履歴画面（入金区分、領収日、日計日、収納金額（水道・下水道の内訳を含む）、納入方法（納入の種類（納付書・督促状など）・口座）、還付、充当元・充当先、コンビニ収納の入金日時・速報日等） ・ 受付情報（開栓受付・閉栓受付・汎用受付、納入方法変更の予約入力情報） ・ 開栓・閉栓登録情報（開栓結果の入力、閉栓結果の入力、納入情報変更の入力） ・ 交渉履歴画面（滞納者等の折衝記録画面） ・ 備考管理画面（施設および個人に対する備考登録および備考の履歴管理） ・ 検針結果訂正画面 ・ 異動履歴（開始、中止、名義変更、メーター交換など、更新前後の情報等） ・ 発行履歴（納付書等の外部向け帳票の発行履歴） ・ 年度別集計画面（年度別 上下水道別 調定 収納 未納額合計）	○			
85		調定更正	選択した調定年月分の調定履歴（当初調定額、調定更正状況）の参照と、調定更正処理ができること。	○			
86			調定更正では、更正後の使用量を入力することで料金が自動計算できること。 この場合、該当の調定年月分の料金や消費税が改定により現在の計算方法および単価と異なる場合でも、該当年月時点での計算方法および税率にて自動計算できること。	○			
87			調定更正では、自動計算機能の他に、任意に水量内訳（基本水量、超過水量）、料金内訳を訂正できること。	○			
88			同一調定につき複数回の調定更正処理ができること。	○			
89			調定更正を行った場合、当初調定の内容が確認できるとともに、複数回調定更正を行った場合でも、それぞれの更正について使用量・金額の増減値および更正日、更正理由が確認できること。	○			
90			調定更正の入力後に、更正前後の使用量および金額、過誤納金額が記載された更正決議書が出力できること。	○			
91			更正履歴を残さずに、当初調定や更正履歴の修正ができること。	○			
92			更正履歴を削除できること。この場合、他の更正履歴や収納情報との不整合が生じないこと。	○			
93		収納履歴	問合せ画面から選択した調定年月分の収納履歴が参照できること。また、収納履歴から収納の内訳（上下水道別に、基本料金、超過料金、消費税、督促手数料、延滞金）が確認できること。	○			
94			収納履歴画面には、以下の項目が表示されていること。 ・ 入金区分（通常入金、還付、充当入、充当出、取消、口座振替不能理由） ・ 領収日（納入があった日、または口座振替日） ・ 日計日（金融機関から引継ぎされた日） ・ 納付区分（窓口、口座振替、集金など） ・ 納付場所（水道事業者窓口、金融機関窓口、口座振替金融機関名） ・ 納付書種別（納付書、督促状、再発行納付書など） ・ 水道料金 ・ 下水道使用料 ・ 合計額 ・ コンビニ収納の情報（入金日時、曜日、速報日、確報日） ・ 充当による収入の場合はどの調定の過入金からの充当なのかを表示	○			
95			収納履歴が削除された場合でも、削除された収納履歴も収納履歴画面にて確認できること。また、削除処理の実行の日時、処理担当者、処理端末については、異動履歴にて確認できること。	○			

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額(千円)
96		補助機能	問合せ画面から調定年月の行を選択後、右クリックにより以下の画面への遷移および各種処理ができること。 ・納付書再発行(単発、分納)画面 ・調定実績画面 ・調定履歴画面 ・収納履歴画面 ・還付、充当入力画面 ・再検針入力画面 ・使用量お知らせ出力 ・口座振替追加・中止入力画面	○			
97		帳票印刷	問合せ画面からメニューに戻ることなく以下の帳票の出力ができること。 ・開栓受付票 ・閉栓受付票 ・使用契約情報確認票 ・調定収納状況一覧表 (調定月の範囲指定、直近からの調定明細数指定、未納分のみの印刷指定ができること。) ・納付証明書(調定月または領収日による証明範囲指定ができること。)	○			
98		納付書再発行	問合せ画面からメニューに戻ることなく納付書の再発行ができること。 再発行については、金額指定でも発行することができること。	○			
99		納付書再発行時の補助機能として、発行対象の調定明細行をクリックして選択した際に、選択した明細行の水道未納額、下水道未納額、総合計がポップアップ等で表示できること。複数行選択した場合は、選択の都度、明細行の合計未納額が表示できること。	○				
100		再発行納付書出力時に、発行日、納期限、コンビニ取扱期限日を指定して出力できること。	○				
101		再発行納付書について、再発行であることが判別できるように「再発行」の文字を納付書に出力できること。この「再発行」の文字については出力有無を選択できること。	○				
102		分納用納付書(上下水指定、金額指定による分納納付書)の出力ができること。分納用納付書を発行する場合、今回分納金額を入力し、上水優先・下水優先のどちらかを選択し、配分できる機能があること。また、手入力でも配分金額を入力できること。	○				
103		分納用納付書の場合、「内入」の文字を出力すること。また、分納により内入残の納付書を出力する場合、「内入残」の文字を納付書に出力できること。	○				
104		画面から入力した金額分の未納納付書が出力できること。出力条件として、古い未納を優先するか、新しい未納を優先するかの指定と、出力開始調定月の指定ができること。	○				
105		発行履歴	納付書、督促状、催告状、給水停止予告通知等の発行履歴(処理日・水栓番号・調定月・帳票名・発行日・納期限・発行端末名・発行ユーザー名・発行金額、送付先等)が参照できること。発行金額については、基本料金、超過料金、消費税、手数料、延滞金の内訳が確認できること。	○			
106		料金試算	画面から料金計算に必要な情報(前回検針日、今回検針日、用途、口径など)を入力することで、水道料金、下水道使用料の試算ができること。	○			
107		水栓番号を指定して料金試算画面を起動した場合、使用量以外の料金計算に必要な情報はマスタから参照することで、料金試算ができること。また、マスタから参照した情報を任意で変更した料金試算もできること。	○				
108	異動業務	異動業務	使用者情報画面では、使用者・所有者・送付先・管理者の情報を更新できるとともに、検針区・検針順・犬の情報や建物の情報・検針のお知らせ発行区分などの検針に関わる情報の更新ができること。また、納入方法の変更もできること。	○			
109		納入方法の変更についてこれまでに使用した納入情報(口座情報)が存在する場合、一覧画面から選択して登録できること。	○				
110		施設に対するコメントを備考として入力できること。ここで登録された備考は、窓口業務画面で該当施設を選択した時点で表示できること。(施設情報画面を表示しなくとも確認できること)	○				
111		開栓結果の入力、閉栓結果の入力、納入情報変更の入力ができること。	○				
112		アパート・マンション等共通の情報を持つ施設を新設する場合、複写機能により、共通する情報を何度も入力しなくてもマスタ作成ができること。また、複写元施設を検索する場合、窓口業務画面での検索条件と同様の検索ができること。	○				
113		使用者情報の最終更新日が施設情報画面で確認できること。	○				
114		開栓処理、閉栓処理が専用の画面から入力できること。	○				
115		開閉栓による使用者の世代変更に対応していること。	○				
116		再開栓の場合は、以前の使用者情報および納入情報、調定収納情報を引き継ぐことができ、使用者の世代変更は行われないこと。	○				

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額(千円)
117			開栓処理画面では、当該使用契約および名寄せされた他の使用契約分の未納金額が確認できること。	○			
118			定期検針から調定計算までの間に閉栓した場合の精算調定については、定期検針を取り消して、前回検針日から閉栓日までの期間での調定額とするか、定期検針を残して、定期検針から閉栓日までの期間での調定額とするかを任意で選択できること。	○			
119			開栓処理、閉栓処理の結果をリストに出力できること。抽出条件として、以下の条件が指定できること。 ・開閉栓日または入力日 ・開栓分のみ、閉栓分のみ、開閉栓両方	○			
120			フリガナの設定が必要となる項目については、漢字入力時に自動でフリガナが設定できること。また、設定されたフリガナは訂正入力ができること。	○			
121			使用者・送付先・所有者・施設管理者の更新に関しては以下の機能を有すること。 (使用者に関する機能) ・以前使用していた口座納入に戻す場合、再度口座情報を入力することなく、履歴から口座情報を選択できること。 (使用者・送付先・所有者・施設管理者に関する共通機能) ・住所情報は町名コードによる入力や郵便番号・市町村名などによる検索入力ができること。 ・電話番号が複数登録できること。 ・個人に対するコメントを備考として入力できること。 ・個人情報の最終更新日が確認できること。	○			
122			電話番号について、登録数の上限がないこと。また、代表区分(主に利用する番号の指定)、連絡先区分(自宅、携帯、勤務先、呼び出し、その他等)および電話番号専用の備考を設けて各情報の管理ができること。	○			
123			転居の場合には、納入方法を再入力しなくても転居先施設に現在の納入方法を引き継ぐことができること。	○			
124			水道の給水区(配水池)、下水道の排水区が管理できること。	○			
125			検針地区ごとの検針順を管理し、画面からの指示により一覧表示できること。また、その一覧表を参照しながら検針順を変更できること。	○			
126			分割元の検針区と検針順の範囲を指定して、検針区を容易に分割できること。	○			
127			上水道の情報管理としては、上水・旧簡易水道の区別、用途、計算用途、給水区、設置年月日、工事申請番号、委託業者などを基本情報とし、開閉栓情報とメーター情報、さらにメーター取替情報を参照しながら更新できること。 (開閉栓情報については、以下の項目とする) 開栓日・閉栓日・開栓時指針・閉栓時指針・閉栓方法(バルブ止め、キャップ) (メーター情報については、以下の項目とする) 取付日、メーター番号、製造メーカー、型式、口径、計算口径、桁数、検満年月、メーター位置、メーター設置区分(地上・地下等)の区別(メーター取替情報については、以下の項目とする)、取替日、旧メーター情報としてメーター番号・口径・計算口径・前回指針・取替時指針・取替調定量・取替理由・取替業者など	○			
128			上水道情報参照・更新画面からメーター取替伝票が随時出力できること。	○			
129			上水道情報の最終更新日が上水道画面で確認できること。	○			
130			下水道の情報管理としては、下水の有無、メーター種別(水道比例、専用メーター、井戸メーター、控除メーターなど)、用途、計算用途、下水道開始・廃止日、下水道種別(公共下水、農業集落排水、浄化槽)などを基本情報として管理し、特定条件(特定調定量の増減、減免率による水量の減免、世帯人数割など)により加算・減算できること。 (基本情報については、以下の項目とする) 取付日、メーター番号、製造メーカー、型式、口径、検満年月、メーター位置など (開閉栓情報については、以下の項目とする) 開栓日・閉栓日・開栓時指針・閉栓時指針	○			
131			下水道排出量について、認定水量の加減算に対応していること。(加算、減算、置換、上限固定、下限固定)認定水量については、あらかじめ登録しておくことで、検針時の料金計算および定期調定計算時に参照して計算できること。	○			
132			下水道情報参照・更新画面からメーター取替伝票が随時出力できること。	○			
133			下水道情報の最終更新日が下水道画面で確認できること。	○			
134		ファイリング機能	各種書類、図面、画像ファイル等(PDF、JPEG、TIFF、XLS、DOCなどWindowsで認識できるファイル全て)をファイリングできること。	○			
135			施設および使用者・送付先・所有者などの個人と関連づけて管理することができること。	○			

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額 (千円)
136			ファイリングについては、登録対象のファイルを、画面の所定のエリアにドラッグアンドドロップすることにより、簡単に登録できること。また、複数ファイルの同時登録ができること。	○			
137			書類分類や登録事由により自由にフォルダ分けしてファイリングすることができること。	○			
138			ファイリングした文書について、ファイリングに関する備考入力および閲覧権限設定ができること。	○			
139			ファイリングした書類等は、登録一覧から選択を行うことで、プレビュー表示およびダウンロードが容易にできること。	○			
140			登録可能なファイル数の上限はディスク容量により増減可能なこと。	○			
141	受付管理	受付共通	受付処理として、開栓受付・閉栓受付・納入方法変更予約、汎用受付が入力できること。	○			
142		開閉栓受付	開栓の受付予約情報（新入居者情報）はシステムへの開栓入力時にマスタへと反映させること。開栓予約画面では、開栓日、使用者・送付先・所有者・管理者の情報が入力でき、水道の開閉栓区分、下水の有無などを確認しながら更新ができること。	○			
143			閉栓の受付予約情報（転出、転居、閉栓時の精算方法）はシステムへの閉栓入力時の調定へと反映させること。閉栓予約入力では、開栓日、精算方法、時間帯、送付先などが入力できること。	○			
144			開閉栓予約状況を確認できること。予約情報が確定入力されたもの、未確定のもの、その両方などを選択表示でき、明細を選択することで該当の予約入力画面に遷移できること。また、予約日が過ぎても未更新の開閉栓予約がある場合は、予約状況画面を展開しなくても、問合せ画面にてボタン色が変わるなど、視覚的に区別できること。	○			
145			開栓予約、閉栓予約の内容から開閉栓予定一覧および開栓伝票・閉栓伝票が出力できること。抽出条件は、開閉栓日・受付日・入力日のいずれかを指定できること。チェックリストの出力順として、受付日順、開閉栓日順、検針区コード順が指定できること。	○			
146		納入情報変更予約	指定した調定年月が到来した時点で、予約情報を自動的にマスタに反映できること。	○			
147			予約を反映したのち、数か月後にまた元に戻す事を想定して、複数回分の予約が入力できること。	○			
148			納入情報の入力について、これまでに使用した納入情報が存在する場合、一覧画面から選択して登録できること。	○			
149			上水と下水の納入情報を別々に管理する場合、上水の口座情報を下水に複写したり、下水の口座情報を上水に複写する機能を有し、簡単に更新ができること。	○			
150			予約入力の確認リストが出力できること。	○			
151	検針業務	検針業務	検針用デバイスを使用して検針ができること。	○			
152			再検針結果を専用の画面にて入力し、個別に調定を確定することができること。また、使用量訂正のお知らせも同時に出力することができること。	○			
153			検針員別の検針順序一覧表が出力できること。	○			
154			検針順序の変更入力について、画面で変更前と比較しながら一覧形式で入力できること。また、検針順序番号において、施設間に追加が出来なくなった場合、地区別に施設順序番号の再付番処理ができること。	○			
155			検針員別、地区別の検針予定件数リストが出力できること。	○			
156			検針用デバイスへの検針データの送信は、同じ月に何度でもできること。	○			
157			検針員ごとに行う通常の送信処理の他に、諸事情により通常の検針担当が検針業務を継続できない場合の対応策として、特定の施設を指定して送信処理ができること。この場合、以下の条件指定により送信処理ができ、条件指定は複合指定ができること。 ・水栓番号指定 ・検針区指定 ・検針員指定（検針員全て、未検針分、水量エラー等あり）	○			
158			検針用デバイスからの検針データの受信は、同じ月に何度でもできること。この場合、検針済み施設に対して未検針データを受信した場合は未検針データを破棄し、検針済みデータを受信した場合は検針済みデータの内容をシステムに反映することで、検針結果の重複がないように工夫されていること。	○			
159			検針用デバイスの検針結果を料金システムに取り込んだ時点で、検針漏れや異常水量の該当者、検針員が使用者や委託者に対して登録した定型メッセージの内容が即座にリストで出力できること。	○			

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額 (千円)
160			検針用デバイスから取り込まれた検針結果は、仮測定データとして随時反映できること。また、問合せ画面にて使用量および料金が確認でき、仮測定であることが視覚的に判断できること。	○			
161			仮測定について、検針結果訂正、納付書発行、収納処理ができること。	○			
162		検針用デバイス	お客様番号とは別の検針順に従って、検針用デバイスの画面に施設が順番に表示できること。	○			
163			検針順での表示の他に、任意に次や前の検針順の施設を表示することができること。	○			
164			指針入力～検針のお知らせ票印字までの処理や、検針順の前・次送りの操作は画面にタッチせずにキー操作のみでもできること。ただし、画面に各種警告が表示された場合などはこの限りではない。	○			
165			検針のお知らせ票にて使用期間、上下使用水量および料金、次回口座振替日、前回口座振替済みのお知らせ、その他指定項目の出力ができること。	○			
166			検針データ送信時に設定した利用者への連絡事項が出力できること。ただし、個別の連絡事項ではなく広報文書的な連絡事項とする。	○			
167			検針員向け共通メッセージ、検針員向け個別メッセージが登録できること。登録されたメッセージは検針用デバイスにて検針業務を行う際の初期画面で必ず表示されること。また、施設毎にメッセージを登録することができ、該当施設の検針の際に表示されること。	○			
168			メーター番号、水洗番号、地区内検針順、指定件数送り、カナ検索により施設の検索ができること。	○			
169			未検針該当施設の検索が以下の条件にてできること。 ・全件対象 ・検針地区指定 ・現在の検針順から前 ・現在の検針順から後	○			
170			画面上で検針状況（検針済数、未検針数）が検針区ごとの件数および給件数で確認できること。	○			
171			メーター位置について、コードに対応した定型文字や図等で視覚的に表示ができること。また、検針用デバイスにて検針員により変更することもできること。	○			
172			検針順の変更ができること。変更した結果は検針結果の取り込みと同時に料金システムに反映できること。	○			
173			検針員から委託者へ、あらかじめ登録された特記事項を選択して、連絡事項入力ができること。入力した内容は検針結果の取り込み時にリスト等で確認することができること。また、この情報を実績マスタに保持し、随時参照ができること。（例えば、「使用量異常の警告が発生したので、家人に確認したら家族が増えたので了承した場合」の連絡など）	○			
174			検針員から利用者へ、あらかじめ登録された定型メッセージを選択して、検針のお知らせに出力できること。出力した内容は検針結果の取り込み時にリスト等で確認することができること。また、この情報を実績マスタに保持し、随時参照ができること。	○			
175			過去6回分および前年同月の実績と検針状況（実検針、認定等）が参照できること。	○			
176			指針入力時に過去の実績と比較して異常使用量のチェックを行い、検針員に警告を表示できること。	○			
177			使用量警告画面には、今回指針、今回水量、過去2回の水量と前年同月、平均使用量を表示して、チェックが容易にできること。	○			
178			使用量警告を行う基準について、口径別、使用量段階別に増減率および使用量増加上限値・使用量減少下限値をパラメーターにより設定できること。	○			
179			開栓日、閉栓日、前回検針日、用途、口径の照会ができること。	○			
180			屋外で使用することを考慮し、機器破損時に別の検針用デバイスに迅速に検針中のデータを移行するなどの障害回避対策がとられていること。	○			
181			検針用デバイスの画面表示において、住所が長くて画面に表示しきれない場合は、住所部分をタッチすることにより正確な住所を確認できること。	○			
182			検針用プリンタの個体差による印字ズレを防ぐため、検針お知らせ票の印字位置微調整ができること。	○			
183			検針員が行った検針用デバイスの操作について、操作ログ（日付、時間、操作内容、差引使用量など）が保存できること。	○			

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額 (千円)
184			盗難・紛失等の事故時の対策として、以下の対応ができること。 ・検針用デバイス内部の個人情報（カードデータを含む）の暗号化 ・パスワード入力による認証	○			
185			SDカード等の外部取出し可能媒体を装備し、万一の故障に備え、検針データを本体メモリとSDカード等で二重化できること。	○			
186			本体メモリとSDカード等に記録された検針データについては、検針用デバイスにて検針結果を入力した時点で同期保存できること。	○			
187			検針中の検針員交代による機器引継に対応できるように、検針用デバイスの操作で担当検針員変更ができること。	○			
188			検針結果を料金システムに送信する前に、誤って次の検針データを受信してしまった場合でも、バックアップを保持するなどして検針結果が消失してしまうことがないこと。受信前のバックアップについては操作者が意識することなく自動で50世帯まで保持され、画面操作により容易にバックアップからのデータ復元ができること。	○			
189	調定業務	定期計算	毎月検針・毎月調定、隔月検針・隔月調定、隔月検針・毎月調定に対応できること。また、毎月検針・毎月調定と隔月検針・隔月調定の混在、または毎月検針・毎月調定と隔月検針・毎月調定の混在ができること。	○			
190			委託者が定める条例・約款に準じた料金形態に従った計算ができること。又、今後料金改定が予定されている場合は、料金形態の変更についてシステム導入時に対応できること。	○			
191			検針用デバイスの検針結果を仮調定として扱い、定期調定計算にて調定を確定させる運用ができること。	○			
192			一括して定期調定ができる他に、施設や地区、検針区を指定しての一部計算もできること。	○			
193			定期調定にて、仮調定と不一致となった該当者や、各種計算エラーなどのエラーリストが理由別（未検針、金額不一致、使用者変更、送付先変更、納入方法変更、再検針・更正により更新なし）に出力できること。	○			
194			調定の発生履歴管理のために、タイムスタンプとは別に調定日を保持することで、当初調定の発生日とその後の更正日等を管理できること。	○			
195			消費税率の税率改定時は費用がわからずに対応できること。	○			
196			井戸水単独使用施設等の認定水量の調定は、定期調定計算前に毎回キーバンチ入力することなく、調定計算時に自動で作成できること。この認定水量は、登録した水量もしくは世帯人数により算出できること。	○			
197		定期納付書発行	納付方法として、自主納付（納付書郵送）、同一送付先分の名寄せができること。	○			
198			委託者の指定する様式の定期納付書が出力できること。ただし、定期発行前に再発行などで事前に発行を行った場合は、定期発行から自動で除外されること。	○			
199			定期納付書について、コンビニエンスストアでの支払いができること。	○			
200			定期発行対象の納付書出力と同時に発行者リストが出力できること。	○			
201			定期発行対象の納付書出力と同時に、発行除外設定および事前発行により発行除外となった対象について、発行除外者リストが出力できること。	○			
202			定期納付書発行時、調定月の指定については、システムで管理されている運用状態の情報から判断して自動的に表示されるとともに、調定計算を実施した処理日についても表示されること。	○			
203			定期納付書発行に際しては、納期限・発行日などはシステム管理されている月別運用日付の情報から自動的に表示され、処理時に入力することなく発行できること。（操作者による納期限の入力誤り防止のため）	○			
204		口座振替依頼	金融機関あての口座振替依頼書が出力できること。	○			
205			口座振替依頼件数表の作成ができること。	○			
206			口座振替依頼データおよび結果データの伝送（ファームバンキング）の実績があること。ただし、データ伝送は専用システムにて行い、料金システムから直接は行わない。	○			
207			口座振替依頼データについて、対象となる金融機関を指定して再作成ができること。	○			
208			口座振替依頼対象データについて、振替依頼停止入力・金額変更、過去の未納分の追加・金額変更ができること。	○			
209		調定更正	調定更正入力について、基準日、調定年月の範囲、欠損理由、対象事業を指定した一覧表が出力できること。一覧表については最終入金日および過誤納額を表示して、収入前減額か収入後減額がわかるようになっていること。	○			

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答			
					区分	備考	金額(千円)	
210	収納業務	収納共通	1期分の調定に対する収納履歴については、履歴管理できる分納回数に上限がないこと。	○				
211			発行金額と収納処理時点の未納額が異なる場合でも、発行金額および内訳で消し込みできること。	○				
212			新システム稼働前に旧システムから発行した納付書等の消し込みに対応していること。	○				
213			消し込みの結果について、日計日の範囲、地区、入金種別(通常、還付、充当入、充当出)を指定して、事業別(水道事業・下水道事業)、収納区分別、収納場所別、収納年月別の日計表が出力できること。	○				
214			事業区分(水道、下水道、上下水道)、収納月、調定年月の範囲、地区、入金種別(通常、還付、充当入、充当出)を指定して、事業別(水道事業・下水道事業)、事業区分(上水道、旧簡易水道、公共下水道、農集排等)を指定して、収納日ごとの月計表として出力できること。	○				
215			消し込みの結果について、日計日、領収日、処理日、速報日、確報日、集計日、調定月、納入方法(窓口、口座、集金等)を指定して、画面と帳票の一覧で確認できること。また、収納の取り消し、金額の内訳修正、日計日・領収日の修正もできること。	○				
216			納付書消込	OCRまたはバーコードスタックリーダーでの一括消込と手入力による少量消込に対応していること。	○			
217				料金システム開発業者が、OCRまたはバーコードスタックリーダーの各納付書を読み取るシステムを設計・製造することで、一貫したサポートができること。	○			
218				集合納付書による消し込みを行った場合は、明細件数を収納件数としてカウントすること。	○			
219				OCRまたはバーコードスタックリーダーを利用する場合は、装置側の読取り結果のデータを料金システムに取り込んで消し込みする運用とすること。	○			
220				OCRまたはバーコードスタックリーダーを利用する場合は、消し込み処理前に消し込み予定者の一覧表と、収入額不一致、消し込み対象マスタなし等の各種エラーチェックリストが出力できること。	○			
221				手入力で収納入力を行う画面では、入力画面を閉じることなく入力済みのデータを一覧で確認することができること。また、同時に入力済枚数と金額を随時画面に表示すること。	○			
222				集金やゆうちょ銀行の窓口支払いによる会計日未確定の収入について、仮消込として入力できること。	○			
223				仮消込された未納については、各種請求関連帳票の発行対象外となること。ただし、仮消込により一部入金状態となる場合は、残額で各種請求関連帳票(再発行納付書、督促状等)が発行できること。	○			
224				仮消込分について、会計日が確定した時点の消込処理にて、操作者が特別な操作や運用を意識することなく本消込状態へと遷移できること。	○			
225	口座振替消込	口座振替分の収納処理については、伝送等により受信した口座振替結果データをシステムに取り込み、その内容で消し込みを行うこと。		○				
226		口座振替結果について、媒体やデータの返却時期と実際の委託者への入金報告が異なる場合を考慮して、データ取込時の仮消込および、会計日確定時の本消込に対応していること。	○					
227		口座振替結果データをシステムに取り込んだ時点で、振替結果(不能者一覧、依頼額・振替額・振替不能額)をリストに出力して、金融機関から報告された振替結果と照合できること。	○					
228		振替結果から、以下の口座振替集計表が出力できること。 ・口座振替不能者一覧 ・口座振替済集計表(水道、下水道合計) ・口座振替済集計表(水道、下水道別)	○					
229		残高不足による口座振替不能者に対し口座再振替のお知らせの発行ができること。様式は委託者の指定した様式とすること。	○					
230		残高不足以外の口座振替不能者に対し、一括で納付書の発行ができること。様式は委託者の指定した様式とすること。	○					
231		残高不足以外は、納付書の発行と同時に発行対象者一覧の出力ができること。	○					
232		残高不足による初回の振替依頼結果の引落不能者から、再振替用の口座振替情報が作成できること。	○					

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額 (千円)
233			希望者には検針用デバイスに口座振替済みのお知らせを出力せずに、口座振替済みのお知らせを別途出力して郵送できる機能があること。様式は委託者の指定した様式とすること。	○			
234			口座振替済みのお知らせの発行と同時に対象者一覧の出力ができること。	○			
235		コンビ二収納	コンビ二エンスストアでの収納に対応できること。	○			
236			コンビ二収納データの取込み後、取込みデータ内の処理日別に件数（速報、確報、速報取消）、金額（速報、確報、速報取消）が確認できる帳票が出力できること。	○			
237			コンビ二収納の速報、確報、速報取消しデータの明細が確認できる帳票が出力できること。	○			
238			コンビ二収納データに対して、収入額不一致、消し込み対象マスタなし等の各種エラーチェックリストが出力できること。	○			
239			コンビ二速報データの取り込みを行うことで仮収納状態となり、以降の請求関連帳票の出力対象外となること。	○			
240	充当・還付業務	還付・充当入力	還付入力については、還付額、還付理由、還付先（現金・口座振込など）の指定ができること。	○			
241			充当入力については、充当額、充当理由、充当先（充当先の水洗番号と調定月を指定し、上水・下水の両方に区別して入力）の入力ができること。	○			
242			還付処理、充当処理が確定した時点で、未確定分に対して確定日を一括して画面から登録することができること。対象者の抽出については、処理日の範囲指定および未確定分抽出指定にてできること。	○			
243			還付、充当の処理日、金額、還付先、充当先調定年月、充当元調定年月の履歴管理と随時参照ができること。	○			
244			過誤納金額について、一部充当と一部還付ができること。また、同一調定の過誤納について、還付および充当は複数回入力ができること。（還付先として複数の口座を指定したり、複数の充当先を指定できること。また再度過誤納となった場合にも同様に還付・充当入力ができること。）	○			
245		還付・充当帳票	過誤納の該当者リスト抽出を現在日の指定により出力できること。指定された現在日により、現在日以降に発生した調定更正（調定日）や収納（日計日）は集計対象外とすること。	○			
246			処理日の範囲指定により、還付一覧表、充当一覧表を出力できること。	○			
247			還付（充当）の対象者に還付（充当）通知書を発行できること。	○			
248	滞納管理業務	折衝管理	滞納整理の交渉記録が履歴としてシステムで管理できること。 入力に際しては、対応内容、対応相手、対応結果などを候補の中から選択し、簡単に入力ができること。また、ワープロ入力による詳細入力ができること。 これらの交渉記録は履歴として複数入力可能であり、現在までの記録を一覧表示し、その詳細を一覧表示の中から選択することにより変更できること。	○			
249			交渉記録については、同一人で同日の交渉日に複数の記録が登録できること。（朝、昼、晩と対応を複数回行った場合に、それぞれの対応記録を記録するため）	○			
250			交渉記録の入力に際し、その交渉記録に対する次回の対応予定（対応予定日、時刻、支払予定額、対応予定者）を入力できること。また、この対応予定を、スケジュール（カレンダー）に表示するかどうかを指定できること。	○			
251			対応日、対応内容、対応相手、対応結果などの、交渉記録の条件を指定してユーザーを検索できること。 また、この検索条件により、該当の交渉記録データを帳票へ出力できること。	○			
252			登録された交渉記録については、対応日、予定日、対応者、対応相手、対応内容、対応結果などを指定して、一覧表に出力できること。	○			
253			滞納に関するコメントも備考として入力できること。ここで登録された個人の滞納コメントは、窓口業務画面で該当者を選択した段階で表示できること。（交渉記録画面を表示しなくとも確認できること。）	○			
254			滞納コメントとは別に、滞納原因の登録および上水滞納事由詳細、下水滞納事由詳細の入力ができること。	○			
255			過去からの交渉記録の内容が全て台帳として出力できること。	○			
256			個人未納台帳が出力できること。	○			
257			交渉記録が登録されている場合、交渉記録画面を展開しなくても、問合せ画面にてボタン色が変わるなど、視覚的に判別できること。	○			
258			納入誓約書が印刷できること。	○			

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額 (千円)
259		分納誓約	分納誓約が事業ごと（水道・下水道、水道のみ、下水道のみ）にできること。	○			
260			分納誓約が登録されている場合、分納誓約画面を展開しなくても、窓口業務画面にて履行中の誓約有無が確認できること。	○			
261			分納誓約画面では、誓約日、承認日、誓約時刻、担当者、支払い方法、備考の登録ができ、複数回誓約が行われても履歴が確認できること。	○			
262			支払日は「毎月〇〇日支払い」または「毎月月末支払い」が選択できること。指定した支払日が土日祝日の場合、システムが自動的に翌営業日に設定する機能があること。	○			
263			誓約月と支払い開始月が異なる場合を考慮し、「〇〇か月後から支払い」といったように支払い開始月を指定できること。	○			
264			長期の支払いに対応するため、分納計画の支払回数には上限を設けないこと。	○			
265			分納計画に従い、分納計画書、誓約書が出力できること。	○			
266			分納誓約を行った場合、誓約対象の調定年月分の催告書、給水停止予告、給水停止決定通知等、未納通知文書は自動で出力されない設定となること。	○			
267			分納誓約の履行状況として、履行中、不履行、履行不能、履行済が管理できること。	○			
268			誓約日の範囲指定で分納誓約者リストが出力できること。リストにて現時点の履行状況が確認できること。	○			
269			以下のいずれかの条件で分納誓約者の履行状況を判定し、「履行中⇒不履行」または「履行中⇒履行済」の一括更新ができること。 ① 支払い予定日以内に納入されているか。 ② 支払い予定日を超えていた場合でも指定した日付時点で納入されているか。	○			
270		延滞金	下水道使用料の延滞金の計算・徴収ができること。	○			
271			下水道使用料の延滞金を一括及び個別に計算できること。	○			
272		発送停止	主な請求行為（定期納付書、口座請求、督促状、催告書、給水停止予告等）については発送（請求）停止の設定および停止理由が登録できること。また、停止設定の条件として、永久停止または、調定年月の範囲指定、中抜けありの個別指定ができること。	○			
273			発送停止設定の登録状況について、一覧表が出力できること。	○			
274		滞納徴収	未納の該当者リスト抽出を調定年月の範囲と現在日の指定により出力できること。また、抽出条件として未納口数、未納金額の指定ができること。指定された現在日により、現在日以降に発生した調定更正（調定日）や収納（日計日）は集計対象外とすること。	○			
275			未納額集計表が以下の条件で出力できること。 ・未納判定日指定 ・事業区分指定 ・調定年月範囲指定 ・年度別、科目別（料金、メーター使用料、督促手数料）で集計 ・現年度分については調定月別と年度の両方で集計	○			
276			委託者指定様式による督促状の発行処理ができ、同時に督促手数料の調定計上ができること。将来督促手数料を廃止した場合、納付書等様式の変更以外にプログラム修正が不要であること。	○			
277			督促状について、コンビニエンスストアでの支払いができること。	○			
278			委託者指定様式による催告書が出力できること。	○			
279			委託者指定様式による給水停止予告通知書が出力できること。	○			
280			委託者指定様式による給水停止処分通知書が出力できること。	○			
281			給水停止予告通知書、給水停止処分通知書について、以下の条件を指定して出力対象の抽出ができること。 ・対象調定年月または納期限の範囲指定 ・発行対象事業区分（水道、下水道） ・開閉栓状態 ・納入方法 ・検針区、町名、行政区、統計区指定 ・未納口数または未納金額指定	○			
282			給水停止予告通知書、給水停止処分通知書について、抽出済みの出力対象について、対象者一覧画面から発行有無の選択ができること。	○			
283			督促状、催告書、給水停止予告通知書、給水停止執行通知書の発行について、発行者リストも同時に出力できること。	○			

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額(千円)
284			督促状、催告書、給水停止予告通知書、給水停止処分通知書の発行について、発送停止設定や発行対象一覧画面から発行除外としたことにより発行停止となったものについて、発行除外リストが出力できること。	○			
285			督促状、催告書、給水停止予告通知書、給水停止処分通知書の発行について、交渉記録に各種通知書が発行されたことが一括して登録できること。	○			
286			催告書、給水停止予告通知書、給水停止処分通知書について、帳票タイトルや文面の修正がシステム利用者にてできる機能を備えていること。ただし、最大印字行数や1行の最大印字文字数は変更前後で変わらないことを前提とする。	○			
287		不納欠損	以下の条件で抽出したデータについて、不納欠損処理ができること。 ・調定年月(〇〇年〇〇月以前を対象とするなどと指定) ・納入日(〇〇年〇〇月〇〇日以後の納入があると時効中断などと指定) また、抽出処理は水道・下水道別にできること。確認後、一括でデータ更新(欠損処理)ができること。	○			
288			特定の使用者に対して、都度欠損処理する場合は、水洗番号により指定できること。(調定更正等による欠損処理ができること。)	○			
289			水道と下水道の時効の違いに対応するため、水道・下水道事業別に欠損対象の抽出期間を指定することができること。 この場合、水道事業別(上水、簡水等)、下水道事業別(公共、農排等)の指定ができること。	○			
290			抽出したデータは、画面上で一覧表示後、削除(欠損対象としない)などの調整ができること。	○			
291			欠損理由の登録については、一括での付加ができることとし、画面上で変更する対象者を抽出した状態で任意に変更することもできること。	○			
292			交渉記録の滞納情報として、欠損理由をあらかじめ登録することで、欠損対象の抽出時に、登録された欠損理由を適用できること。	○			
293			欠損理由の訂正や欠損対象からの除外については、使用者別入力の他、使用者別調定年月単位、水道および下水道別に登録できること。	○			
294			年度別欠損該当者一覧、件数・金額集計表が出力できること。	○			
295			欠損理由別の件数・金額集計CSVが出力できること。	○			
296			時効中断の該当者一覧が出力できること。	○			
297			欠損対象の抽出後の、欠損理由の変更、欠損中断等の調整作業は、一旦画面を閉じても情報を保持することで複数日にわたり作業できること。また、複数の端末で分担して調整作業ができること。	○			
298			欠損対象の抽出から欠損確定処理の間に、抽出データに対する異動(調定更正、入金)の有無をチェックする機能があること。	○			
299		簿外管理	簿外債権の管理ができること。また、簿外債権に関して、以下の処理ができること。 ・簿外債権について、債権放棄ができること。 ・簿外債権額の訂正と、訂正履歴が残せること。 ・収入について全納および分納に対応していること。 ・収入日計表にて簿外債権の収入が集計できること。 ・CSVデータ出力ができること。	○			
300	メーター管理業務	在庫管理	在庫管理ができること。この場合、以下の処理がおこなえること。 ・撤入力や検満交換処理により撤去したメーターは処理に連動して取付状態から在庫状態となり、取付メーターは処理に連動して在庫状態から取付状態となること。 ・関連する異動画面等にて、取付メーター番号から、メーターマスタの情報が引用されること。	○			
301		発注管理	メーター発注入力ができること。発注入力時に、メーター発注個数をもとにメーター番号を自動採番できること。 ・発注年度、発注番号 ・発注日 ・発注先 ・備考 ・発注明細(口径、型式、数量、単価)	○			
302			メーター発注入力時の発注明細は、1つの発注について、複数明細の登録ができること。	○			
303			メーター発注情報をCSVに出力できること。	○			
304		入荷管理	メーター入荷入力ができること。入荷入力の際は、発注情報を引用することで、入力が簡素化されていること。	○			

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額 (千円)
305			入荷入力については、発注明細単位で入力できること。※同一発注番号で複数口径の発注明細を登録した場合、入荷時期が異なる場合を想定している。	○			
306			入荷入力にて、発注明細単位に入荷年度、入荷番号、入荷日、検満年月の登録ができること。	○			
307			メーター入荷情報をCSVに出力できること。	○			
308		メーターマスタ	入荷入力により登録されたメーターマスタの異動入力ができること。	○			
309		一括更新	メーター持ち出しや廃棄処理など、メーターマスタに対して大量の異動が発生する場合、異動用CSVデータの取り込みにより一括更新できること。	○			
310		メーター関連情報	取付日、撤去日、検満年月、メーター番号、口径、計算口径、型式、製造メーカー、桁数、位置、親子メーターの区別を管理できること。	○			
311		交換情報登録	交換業者の登録については、業者コードの直接入力か検索画面から選択できること。	○			
312			交換業者の検索画面については、画面の指示によりカナ順、コード順の並び替えができること。	○			
313			取外しメーター指示数より、次回検針時の水量に加算する加算水量が自動計算できること。また、自動計算の結果を手入力にて調整できること。	○			
314			前回検針から次回検針までの間に複数回メーター交換入力が行われても、加算水量や取付指針の調整を行うことなく、次回検針時に全体の加算水量を反映した使用量を求めることができること。	○			
315			メーター取付・取外しの情報は交換履歴として管理し、交換履歴照会画面から過去の交換情報も一覧で確認できること。	○			
316		検満抽出	検満メーターの抽出について、対象地区、検満年月の範囲、口径、開閉栓区分（開栓中のみ・閉栓中のみ・全て）を指定できること。	○			
317			抽出した検満データを元に以下の帳票が出力できること。 (1) 交換対象一覧表 (2) 交換伝票 (3) 地区別口径別個数集計 (4) 検満年月別口径別個数集計	○			
318			メーター交換対象となる使用者宛てに交換事前通知書が出力できること。	○			
319			事前通知書の発行履歴を管理できること。	○			
320			交換結果の記入用個票が出力できること。個票は半分を切り離して交換済み通知として配布できる様式であること。	○			
321			交換結果の記入用個票の発行履歴を管理できること。	○			
322		検満交換結果登録	メーター交換対象データをCSV形式に出力できること。出力したCSVに対してメーター交換結果の入力を行い、料金システムへの取り込みができること。	○			
323			メーター交換結果情報の入力済みCSVデータについて、以下の各種チェック処理を行いシステムに反映できること。 【各種チェック内容】 ・日付存在チェック（取付日、検満年月） ・口径値存在チェック ・最大桁数チェック ・CSV項目数チェック（所定の項目数の取込がされているか。） ・数値項目の数値チェック ・新旧同一口径チェック ・重複取込（同一施設が一回の取込で複数件存在する。）チェック ・施設有無チェック ・交換日<前回検針日エラーチェック ・指定水量超過チェック（取込時画面から指定） ・メーター回帰	○			
324			メーター交換入力を行った内容は、処理日または交換日や、業者・新口径、旧口径、取替理由、指定水量、入力元画面（オンライン入力、CSV取込、その他）などの条件により検索できること。	○			

公 告

【水道料金システム】

No.	業務名称	機能名称	仕様条件	必須項目	回答		
					区分	備考	金額 (千円)
325	各種統計資料	統計表	<p>調定年月の範囲指定により以下の統計表が出力できること。統計表については、複数帳票の同時出力指示が可能であり、統計表PDFファイルと集計結果のCSVデータが帳票ファイリング画面に保管されること。</p> <p>(1) 水道口径別調定集計表 (2) 水道用途別調定集計表 (3) 水道使用量段階別集計表 (4) 水道納付区分別金融機関別調定集計表 (5) 水道口径別使用量段階別集計表 (6) 水道用途別使用量段階別集計表 (7) 水道口径別用途別使用量段階別集計表 (8) 水道地区別調定収納集計表 (9) 下水道用途別調定集計表 (10) 下水道使用量段階別集計表 (11) 下水道納付区分別金融機関別調定集計表 (12) 下水道用途別使用量段階別集計表 (13) 下水道地区別調定収納集計表</p>	○			
326			<p>上記統計表は、調定年月の範囲の他に、日計日（基準日）の範囲も指定できること。また、以下の項目に対して絞込みと改ページの有無、小計出力の有無を指定できること。上簡区分、給水区、下水道種別、排水区、調定年月、調定回数、検針サイクル、調定区分、集計地区、使用量段階</p>	○			
327			<p>上記統計表は、過去に遡った集計ができることとし、指定された日付までの内容で集計できること。指定された日付以降に異動があったデータは集計対象外とする。</p>	○			
328			<p>上記統計表について、口径、用途、使用量段階などが変更となった場合、プログラムを修正することなく設定情報等の変更で対応できること。</p>	○			
329			<p>上記統計表について、使用量段階については複数の段階を設定して出力できること。（料金表の使用量段階とは別に報告用の段階が設定できること。）</p>	○			
330			<p>年度の範囲、指定した年月日の範囲もしくは現在日を指定し、指定された範囲に発生した各金額を集計した帳票が作成できること。（指定日以降の日付で入力された調定更正や収納入力などは集計されないこと）</p> <p>集計方法として、会計別（上水、簡易水道、公共下水道、農業集落排水などの事業別に料金、開閉栓手数料、督促手数料など）、調定年月別に調定金額および収納金額、還付金額、充当金額、未納金額、過誤納金額を集計して収納率を表示したものとす。なお、過誤納については合計で相殺せずに、個々の調定と収入において過誤納となったものを集計すること。</p>	○			
331			<p>大口使用者一覧が以下の条件指定により出力できること。</p> <p>事業区分（水道、下水道）、調定年月の範囲、順位指定（料金順位、料金上位指定、使用量指定、使用量順位指定）、用途、口径、水道契約種別、下水道種別、出力順（順位順、設置場所住所コード順）</p> <p>また、全ての口径を対象とした場合、改ページの有無を指定できること。</p>	○			
332			<p>実際の有収水量を元に料金改定のシミュレーションができること。料金だけでなく、基本水量や段階水量の変更や現行料金体系から口径体系や用途体系へ変更する改定シミュレーションもできること。</p>	○			
333		EUC機能	<p>施設情報（水栓番号ごとの施設基本情報・使用者・送付先・所有者・管理者基本情報・納付方法・水道基本情報・下水道基本情報・メーター交換情報等）や調定情報（お客様番号・調定月ごとの施設基本情報・納付方法・水道基本情報・下水道基本情報・納期限・調定情報・収納情報）等のデータをCSV形式およびExcel形式で出力できること。これらの出力について、出力順、出力項目、出力条件を任意の名前を付けて保存することができること。名前を付けて保存したものを、他の端末からも選択して利用できること。</p>	○			
334	システム管理	システム管理	<p>以下の各種定数データをシステムでメンテナンスできること。</p> <p>(1) 町名メンテナンス (2) 検針地区メンテナンス (3) 行政区メンテナンス (4) 統計区メンテナンス (5) 金融機関メンテナンス (6) 方書メンテナンス (7) 業者メンテナンス (8) 検針員メンテナンス (9) 集金人メンテナンス (10) ユーザーメンテナンス (11) 事業所メンテナンス (12) 地区メンテナンス (13) 定数情報（コード名称）メンテナンス</p>	○			
335			<p>郵便番号辞書については、日本郵便のホームページよりダウンロードしたCSVデータをボタン操作により一括更新できること。</p>	○			

様式第 6 号

3 綾上水第 号
令和 年 月 日

プレゼンテーション参加要請書

商号又は名称
代表者氏名 様

綾部市長 ○○ ○○ ㊟

下記業務の公募型プロポーザルについて、下記により提案書にもとづくプレゼンテーションを実施しますので、参加を要請します。

記

1. 業務委託名
綾部市水道料金システム整備事業業務委託
2. 実施日時
令和 3 年 ○○ 月 ○○ 日 (○) ○○ 時 ○○ 分から ○○ 時 ○○ 分まで
3. 実施場所
綾部市水道庁舎 2 階会議室
4. 実施要領
「綾部市水道料金システム整備事業業務委託受託者選定に係るプロポーザル実施要領」を参照すること。
5. その他
 - ・プレゼンテーションは 40 分以内、当該参加者へのヒアリングを 30 分以内で実施します。
 - ・実施時間までに準備を済ませるようにしてください。準備時間を 10 分設けています。
 - ・スクリーン、ホワイトボード、電源、延長ケーブルは会場に備え付けています。その他必要な機器等は持参ください。

様式第7—1号

3 綾上水第 号
令和 年 月 日

提案審査結果について（選定通知）

商号又は名称
代表者氏名 様

綾部市長 山 崎 善 也 ㊟

下記業務について、提出された提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングをもとに実施した提案審査の結果、最優先交渉権者として契約候補者に選定しますので通知します。

記

1. 業務委託名
綾部市水道料金システム整備事業業務委託
2. 参加者番号
第〇〇番
3. その他
契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

様式第7—2号

3 綾上水第 号
令和 年 月 日

提案審査結果について（非選定通知）

商号又は名称
代表者氏名 様

綾部市長 山 崎 善 也 ④

下記業務について、提出された提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングをもとに実施した提案審査の結果、貴社提案は不採用としますので通知します。

記

1. 業務委託名
綾部市水道料金システム整備事業業務委託
2. 参加者番号
第〇〇番

様式第8号

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

商号又は名称

代表職氏名

印

プロポーザル参加辞退届

令和 年 月 日付けで申し込みました綾部市水道料金システム整備事業業務委託に係るプロポーザルへの参加を辞退いたしたく届け出いたします。

様式第9号

3 綾上水第 号
令和 年 月 日

プロポーザル失格通知書

商号又は名称
代表者氏名 様

綾部市長 山 崎 善 也 ㊟

参加表明のありました公募型プロポーザルにつきまして、下記理由により失格としますので通知いたします。

なお、本通知に関する問合せ及び異議申立ては、一切受け付けません。

記

1. 業務委託名
綾部市水道料金システム整備事業業務委託
2. 参加者番号
〇〇
3. 失格の理由

綾部市教育委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和3年度第2回（5月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和3年5月26日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和3年5月31日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第6号 綾部市図書館協議会委員の任命について

綾部市選挙管理委員会告示第18号

綾部市議会議員、市長選挙の選挙運動に関する事務取扱規程（昭和30年綾部市選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

別記第1号様式その1を次のように改める。

別記第1号様式その1

選挙事務所設置届

1 選挙事務所所在地

電話番号（ — — ）

2 設置年月日

年 月 日

3 候補者氏名

上記のとおり選挙事務所を設置したので、公職選挙法第130条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

綾部市選挙管理委員会

委員長

様

選挙候補者（推薦届出者）

氏 名

備考

- 1 推薦届出者が選挙事務所を設置したときは、次の書類を添付してください。
 - (1) 推薦届出者が2人以上あるときは、その代表者であることを証する書面
 - (2) 選挙事務所を設置することについて候補者の承諾を得たことを証する書面
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 3 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第1号様式その2を次のように改める。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式

政談演説会開催届出書

年 月 日執行の綾部市長選挙の政談演説会を開催したいので公職選挙法第201条の11第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

綾部市選挙管理委員会

委員長 様

政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

開 催 日 時		年 月 日	午前（後）	時	分から
			午前（後）	時	分まで
使用する 施設	名 称				
	所 在 地				

備考

政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第 1 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 1 号様式

第 号
年 月 日

綾部市選挙管理委員会
委員長

様

政治団体名
事務所所在地
代表者氏名

政治活動用ビラの届出書

年 月 日執行の綾部市長選挙において、別添の政治活動用ビラを頒布したいので届け出ます。

備考

政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第15号様式の2を次のように改める。

別記第 15 号様式の 2

政党その他の政治団体名

証紙受領責任者
氏 名

年 月 日執行
綾 部 市 長 選 挙

政治活動用ポスター証紙交付票

綾部市選挙管理委員会 ㊟

証 紙 交 付 枚 数	月 日 枚	月 日 枚	月 日 枚	計
選 挙 管 理 委 員 会 印				枚

備考

証紙受領責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、証紙受領責任者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式

政党その他の政治団体の機関紙誌届

区 分	新 聞 紙	雑 誌	備 考
機 関 紙 誌 名			
発 行 部 数			
創 刊 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
発 行 方 法			
引 き 続 き 発 行 し て い る 期 間	年 月	年 月	
編 集 人 氏 名			
発 行 人 氏 名			

公職選挙法第201条の15第1項の規定により上記のとおり届け出ます。

年 月 日

政治団体の名称

代表者氏名

綾部市選挙管理委員会

委員長

様

備考

政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第18号様式を次のように改める。

別記第18号様式
(候補者等用)

年 月 日

綾部市選挙管理委員会委員長 様

候補者氏名
住 所
電 話 番 号 (- -)
職 業

証票交付申請書

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 公職の種類
- 2 証票交付申請枚数 枚
- 3 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事 務 所 の 所 在 地	立札及び看板の類の枚数

※ 事務所の所在地はできるだけ詳しく記入してください。

(証票番号 ~)

備考

候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第19号様式を次のように改める。

別記第19号様式
(後援団体用)

年 月 日

綾部市選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称
代表者の氏名
主たる事務所の所在地
電話番号 (- -)

証票交付申請書

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証票の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 推薦し又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類
氏 名
住 所
職 業
公職の種類
- 2 政治団体としての届出先
- 3 証票交付申請枚数 枚
- 4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。

なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は 枚です。

年 月 日

候補者等の氏名

※ 事務所の所在地はできるだけ詳しく記入してください。

(証票番号 ~)

備考

後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、後援団体の代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

附 則

この告示は、令和3年5月18日から施行する。

綾部市選挙管理委員会告示第19号

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成18年綾部市選挙管理委員会告示第73号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月18日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

第2条第1項中「1通及び」の次に「候補者の」を加え、同条第2項中「、白黒の」を「及び無彩色の写真であって」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による掲載文及び写真の提出は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。この場合において、前2項の規定の適用については、第1項中「掲載文1通及び候補者の写真1枚」とあるのは「掲載文及び候補者の写真」と、前項中「写真であって手札型」とあるのは「写真」とする。

第3条第1項中「（様式第2号。以下「原稿用紙」という。）」を「（様式第2号。委員会が提供する同様式の電磁的記録を含む。）（以下「原稿用紙」という。）」に改め、「黒色」を「無彩色」に改め、「記載し」の次に「、又は記録し」を加え、同条第2項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第4項中「かたかな」を「片仮名」に、「ひらがな」を「平仮名」に、「及び線並びに」を「若しくは線又は」に、「及びこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、「記載し」の次に「、又は記録し」を加え、同条第5項中「及び」を「又は」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第4条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、提出する掲載文及び写真については、第2条の規定を準用する。

第5条第1項中「選挙公報掲載申請書」を「綾部市選挙公報掲載申請書」に改める。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

<p>綾部市選挙公報掲載申請書</p> <p>綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>綾部市選挙管理委員会委員長 様</p> <p style="text-align: center;">候補者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 掲 載 文 別添のとおり</p> <p>2 掲載写真 別添のとおり</p> <p>3 提 出 者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">連絡先 (— —)</p> <p>(※ 候補者が提出される場合は、住所、氏名の記載は省略してください。)</p>						
処 理 事 項	受 理 月 日	※ 月 日	取 扱 者 印	※	整 理 番 号	※

備考

- 1 ※印の欄は記入しないでください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 3 号中

「

氏名

④

を

」

「

氏名

備考

候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

」

改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 5 月 1 8 日から施行する。

綾部市選挙管理委員会告示第20号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年6月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

558人

綾部市選挙管理委員会告示第21号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年6月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

9,293人

綾部市選挙管理委員会告示第22号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和3年6月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

4,647人